

### 第3章 伊賀市の歴史文化の特徴

#### 1. 伊賀の歴史文化

文化財と自然に恵まれた本市は、紀伊半島のほぼ中央に位置し、水系としては大阪湾に注ぐ淀川の上流、木津川の最上流部にあたる。行政区分としては三重県に含まれるが、伊賀地域（本市・名張市）は伊勢地域とは異なり、歴史的に近畿圏との結びつきが強く、現在においても「伊賀弁」に代表されるように、生活・文化において近畿地方との関係性が濃く現れている。なお、旧伊賀国の範囲は、現在の行政界を越えて旧大和国や旧近江国に及んでいた時期もあり、近代以前の「伊賀」をイメージする範囲は今よりも広がりをもっていた。

「伊賀」のイメージの一つに盆地地形であることが挙げられる。その由来である約400万年前にできた「古琵琶湖」は、高温に耐えることができる粘土や良質な米を生み出す土壌となった。また、小さな盆地が連なる地形は、底冷えと蒸し暑さとともに、それぞれの地域のつながりを強める風土を生み出した。

市の中心である上野城下町区域は、近世以降は伊賀地域の政治・行政の中心地としてだけでなく、商工業や手工業生産も展開した。一方、農村部は沖積地の水田や中山間地の棚田に象徴されるように、米作りを基本としながらも近代以降は蚕業や林業など、地域の地形的特性にあわせた産業が盛んとなった。都市上野を中心とし、周辺の村落との間でヒトやモノが循環するありようが、現在に続く伊賀の地域社会と、それに根差した重層性と多様性のある歴史文化の彩り基本となった。

ここでは、第1章、第2章をふまえ本市の歴史文化の特徴について、全国的にも有名な忍者や松尾芭蕉、伊賀焼といった**1. 「伊賀」をイメージさせるもの**、現在の人びとの暮らしの基層となっている歴史文化について**2. 城下町と村々**、伊賀盆地に展開した重層性のある歴史文化と交流の広がりを**3. 時間と空間の交差点、「伊賀」**、とした3つの観点にまとめ、本市の歴史文化の特徴を説明する。

表18 伊賀の歴史文化の特徴の概要

観 点	歴史文化の特徴	概 要
1 「伊賀」をイメージさせるもの	忍びの国 伊賀	伊賀流忍者を生み出した戦国時代の伊賀国の面影は、今も景観や暮らしのなかに残されている。また、伊賀流忍者のキーワードは観光やイベントなどの取り組みとともに、市民の生活に根づいている。
	芭蕉翁と俳諧文化	俳聖松尾芭蕉を生んだ伊賀では、芭蕉翁にちなむ文物が今も数多く伝えられている。芭蕉翁以後、俳句は町や村に住む人びとの間でも親しまれ、その伝統は今も受け継がれている。
	伊賀焼今昔	古琵琶湖層群に堆積した粘土を材料とする伊賀焼は、独特の風合いをもち、茶人たちに愛され続けてきた。伊賀焼をめぐる文化

			財からは、連綿と受け継がれてきた技術と伝統を知ることができる。
2	城下町と村々	藤堂高虎と 上野城下町	上野城下町区域には、藩校や武家屋敷、町屋などが残り、城下町の景観を今に伝えている。市内最大の祭礼、上野天神祭は、華麗なダンジリや鬼行列とともに、祭の文化が現在も受け継がれている。
		「仏神崇重ノ国」伊賀	村々では、神社や寺院を中心として人々が営んできた歴史の重なりを示すように、建造物や彫刻、神事などさまざまな文化財が市内の各所に残されており、現在も引き継がれている。
3	時間と空間が交差するところ、「伊賀」	古琵琶湖層群と伊賀の自然	伊賀盆地の基層となった古琵琶湖層群には、ミエゾウなど古生物の痕跡を見ることができるほか、盆地の里山とそこを流れる清流には、四季折々の彩りと希少な動植物を見ることができる。
		遺跡の宝庫、伊賀	ヤマト政権誕生から豊臣秀吉の時代まで政権のあった近畿地方に隣接する伊賀には、古墳や寺院跡、官衙など各時代を象徴する遺跡が数多く残されている。
		東西を結ぶ道と伊賀八宿	東西交通の要衝であった伊賀には、古代から近代に至るまで、人や物が往来した。東西文化の結節点であったことを示す、さまざまな文化財や、交通路にまつわる文化財が残されている。
		上野城下町から近代都市上野へ	上野城下町をベースに近代都市として発展した上野には、明治以降も行政や教育、商業の拠点となる施設が設けられるとともに、伊賀組紐や伊賀傘、伊賀米・伊賀酒など産業が発展し、現代伊賀の基盤となっている。

## 2. 「伊賀」をイメージさせるもの

### 2-1 忍びの国 伊賀

「伊賀」について問われた時、真っ先に思い浮かべるのが「忍者の里」である。

四周を山々で囲まれ、小さな盆地や谷あいの地形からなる伊賀盆地では、早くから東大寺や撰閤家など権門寺社の荘園が入り組み、大名権力の浸透を阻んできた。小さな権力がせめぎあい、伊賀地域内の各地域の抗争が激化するなかで、小規模な中世城館が乱立し、同時に少人数による戦いの手法が発達した。こうした地域社会



五百田氏館跡(川東)

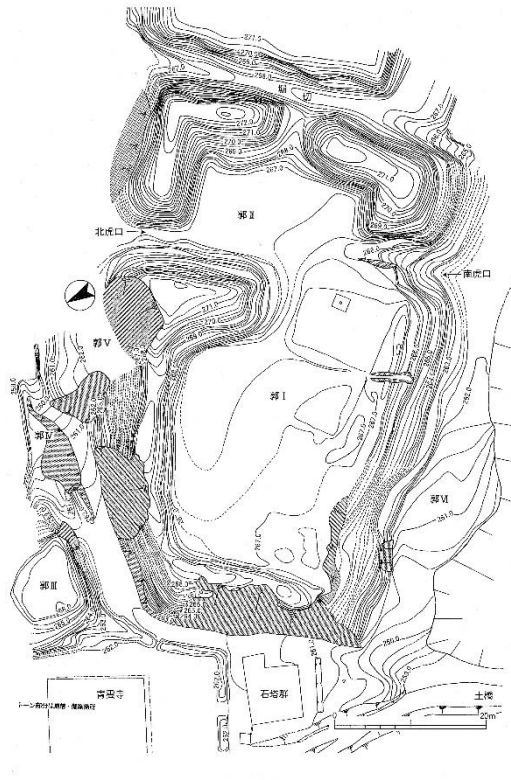


図 16 百地砦跡(喰代)

が忍者を生み出した背景と考えられる。「忍者」の呼称は後世になってからのもので、戦国時代は土豪や地侍で構成される「伊賀衆」と呼ばれ、隣接する大和国や畿内近国の戦場で傭兵として活躍した。

伊賀地域(本市・名張市)の中世城館は 650 カ所以上あるとされ、その密度は日本一である。近世には郷士(無足人)の屋敷地となり、現在でも住む人びとがいる。農村景観のなかに佇む中世城館の姿は、伊賀地域独特の風景である。

同時に地域の中心となったのは、惣荘や惣郷の神社であり、寺院であった。鎮守や寺院は、1581年(天正9)の織田信長による伊賀攻め、いわゆる天正伊賀の乱で数多くが失われたが、春日神社拝殿(川東・県有文)や観菩提寺本堂・楼門(鳥ヶ原・国重文)、高倉神社本殿(西高倉・国重文)のように焼失を免れたものもあり、今でも地域の信仰の中心となっている。

近世に入り、伊賀衆であった土豪・地侍の多くは、藤堂藩政下で藩禄を与えられない郷士「無足人」として位置づけられたが、彼らのうち一部の者が「伊賀者」として位置づけられ、城内や江戸屋敷の警護、有事には藩の命令を受けて探索活動を行った。上野城下町で伊賀者が居住した一角は「忍町」と呼ばれ、今も「忍町」の町名にその



春日神社拝殿(川東・県指定)



伊賀流忍者博物館(忍者屋敷)



日本遺産構成文化財案内サイン



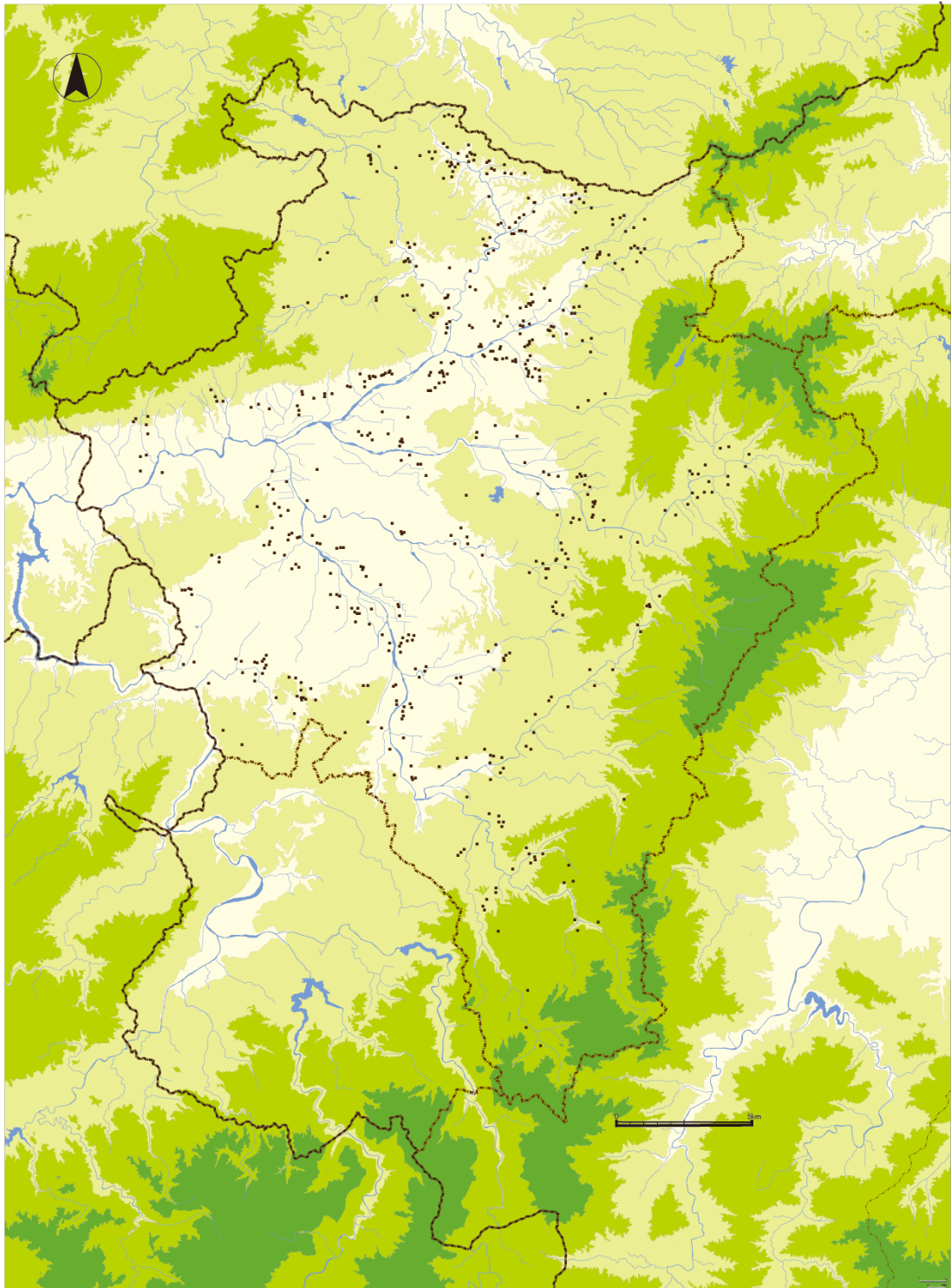


図 17 伊賀市内における中世城館の分布



面影を留めている。

1952年(昭和27)に上野公園で開催された世界子ども博覧会において「忍術ふしぎ館」が開設され、人気を博したことを契機に1964年(昭和39)に上野公園内にどんでん返しなどの仕掛けのある「忍者屋敷」がオープンした。その後、1998年(平成10)に「伊賀流忍者博物館」と名称を変更し、国内外から多くの観光客が訪れている。

近年では、毎年春の大型連休を中心に「伊賀上野 NINJA フェスタ」が開催され、色とりどりの忍者衣装をまとう観光客でにぎわっている。

2012年(平成24)に三重大学伊賀連携フィールドが開設され、三重大学内外の研究者により市民を対象とした「忍者・忍術講座」が開催されている。さらに、2017年(平成29)に国際忍者研究センターが開設され、その活動と成果は、全国の忍者研究の中心となっている。

また、文化庁が進める、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリー「日本遺産(Japan Heritage)」の一つとして「忍びの里 伊賀・甲賀〜リアル忍者を求めて〜」が2017年(平成29)に認定され、有形・無形の様々な文化財群を総合的に活用する取り組みを進めている。

## 2-2 芭蕉翁と俳諧文化

俳句・「HA I KU」は世界でいちばん短い詩とされ、世界中の人びとに親しまれている。中世に流行した連歌は近世以降に庶民の間にも広がり、それを俳諧として芸術性を高めたのが俳聖松尾芭蕉であった。芭蕉翁は、1644年(寛永21)に伊賀国で生まれ、幼名を金作、通称甚七郎、後に宗房と称した。1662年(寛文2)頃に藤堂藩伊賀付の侍大将藤堂新七郎良精の嗣子、主計良忠(蟬吟)に仕え、良忠と交流のあった京の俳人北村季吟の影響を強く受けた。良忠の没後、1672年(寛文12)正月、29歳になった芭蕉翁は、菅原神社(上野東町・市史跡)に『貝おほひ』を奉納し、江戸へ出立した。1675年(延宝3)頃から門人も現れ、精力的に俳諧活動を行い、新たな作風「蕉風」を確立した。1694年(元禄7)に51歳でその生涯を終えたが、その間、伊賀国と江戸を行き来し、伊賀の俳諧文化にも大きな影響を与えた。伊賀国では、服部半左衛門(土芳)や山岸重左衛門(半残)、高畑治左衛門(市隠)、浜市右衛門(式之)ら武家俳人と比較的早い時期から親交があり、のちに窪田惣七郎(猿雖)、貝増市兵衛(卓袋)ら商家の俳人とも交流し、彼らは「伊賀蕉門」と呼ばれた。

芭蕉翁が仕えた新七郎家の下屋敷は現在の上



蓑虫庵(上野西日南町・県史跡及び名勝)



故郷塚(上野農人町・市史跡)

野玄蕃町にあり、ここには、1688年（貞享5）に芭蕉翁が招かれ、その庭で詠んだ「さまざまの事おもひ出す桜かな」にちなみ名づけられた「さまざま園」（上野玄蕃町・市史

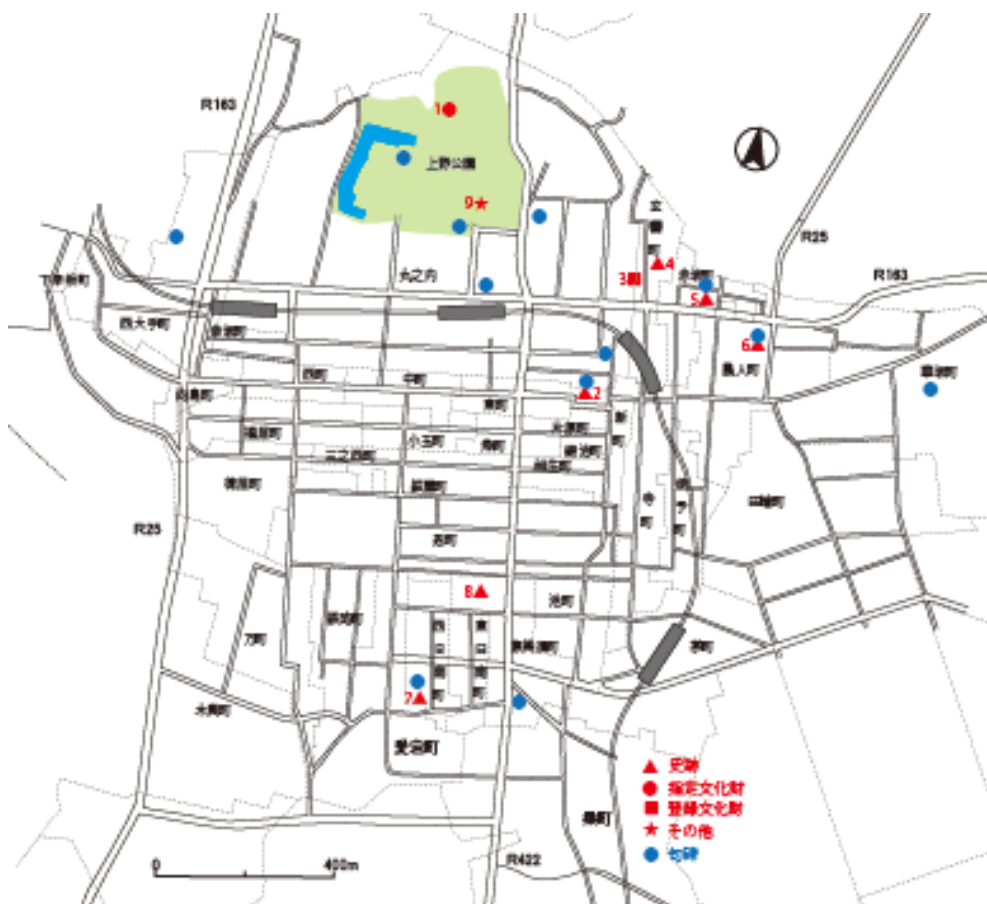


図 18 伊賀市中心市街地における松尾芭蕉関係文化財・句碑

表 19 松尾芭蕉関係文化財等一覧

No	指定種別	名 称	所在地
1	国 重要文化財（建造物）	俳聖殿	上野丸之内
2	国 重要文化財（書跡）	更科紀行 芭蕉自筆稿本	上野丸之内
3	県 有形文化財（書跡・典籍・古文書）	松尾芭蕉関係資料	上野丸之内
4	市 有形文化財（書跡・典籍・古文書）	庵日記、横日記・蓑虫庵句会句牒	上野丸之内
5	市 有形文化財（書跡・典籍・古文書）	紙本墨書芭蕉自筆月見の献立	上野丸之内
6	市 史跡	貝おほひ奉納の社	上野東町
7	県 史跡	福地城跡（芭蕉公園）	柘植町
8	国 登録有形文化財（建造物）	中森家住宅主屋・離れ・前蔵ほか	上野玄蕃町
9	市 史跡	さまざま園	上野玄蕃町
10	市 史跡	芭蕉翁生家	上野赤坂町
11	市 史跡	愛染院故郷塚	上野農人町
12	県 史跡及び名勝	蓑虫庵	上野西日南町
13	市 史跡	藤堂新七郎家墓所	上野恵美須町
14	その他	芭蕉翁記念館	上野丸之内
15	その他	石春寺	柘植町

跡) や、新七郎家陪臣の武家屋敷、中森家住宅(上野玄蕃町・国登録)が残る。そしてその翌年、芭蕉翁は、紀行文の名作『奥の細道』を著した。

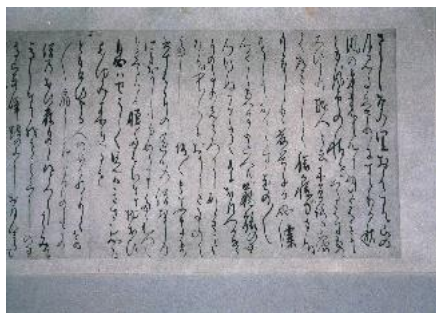
芭蕉翁の伊賀国における活動を通じて、芭蕉翁ゆかりの五つの庵が「芭蕉五庵」と呼ばれるようになった。1758年(宝暦8)成立の白井鳥酔『伊賀実録』では、「翁旧遊五庵」として、無名庵・蓑虫庵・瓢竹庵・東麓庵・西麓庵が挙げられている。このなかで往時から場所を保ち続けているのが蓑虫庵(上野西日南町・県史跡)で、1955年(昭和30)に上野市が購入し、現在に至っている。

芭蕉翁没後、その遺髪が納められ故郷塚(上野農人町・市史跡)が愛染院に設けられた。なお、大正期には、かつては蓑虫庵の一筋東にあったとされる瓢竹庵が愛染院境内に復興された。

芭蕉翁の遺墨は江戸時代から門人らにより収集する取り組みが行われてきた。焼失や散逸を繰り返してきたが、1959年(昭和34)には、菊本直次郎や川崎克ら地元の有志が収集した資料を所蔵品として上野公園内に芭蕉翁記念館が完成した。ここには、1688年(貞享5)に、岐阜を出発して仲秋の名月を更科(長野県千曲市)で賞した折の紀行文、『更科紀行 芭蕉自筆稿本』(上野丸之内・国重文)や、芭蕉翁が門人を招いて月見の宴を催した際の献立書「月見の献立」(上野東町・市有文)、服部土芳自筆本『庵日記』『横日記』(上野丸之内・市有文)などが所蔵されている。

9代藩主藤堂高嶷の還暦を祝って藩士・領民が句を贈った1805年(文化2)の「祐信院様耳順殿様御賀発句写」には、藩士や町方の商職人のほか、郷方の庄屋や郷士など、幅広い人びとの名前が記載されている。また、神戸神社や花垣神社では、扁額を神社に奉納しており、芭蕉翁没後も伊賀国では町や村の間で俳句が親しまれていた。

明治以降も芭蕉翁の周年忌が行われ、その都度、記念行事や遺蹟の整備が行われてきた。二百年忌では、愛染院故郷塚での法要や俳句興行などが行われ、柘植町では芭蕉公園が整備されて命日に「しぐれ忌」が開催された。また、1942年(昭和17)には、二百五十年忌に合わせて上野公園内に俳聖殿(上野丸之内・国重文)が建設され、全国俳句大会が開催された。その後も、10年ごとに周年行事が行われ、現在も毎年10月12日



更科紀行(上野丸之内・国重文)



俳聖殿(上野丸之内・国重文)



「しぐれ忌」が行われる万寿寺(柘植町)



表 20 松尾芭蕉翁句碑一覧

句	所在地	建立年
きてもみよ甚べが羽織花ごろも	上野丸之内 だんじり会館前庭	1995
まゆはきを俤にして紅粉の花	上野丸之内 だんじり会館前庭	—
升かふて分別かわる月見かな	上野丸之内 旧市役所前庭	1994
やまさとはまんざいおそし梅の花	上野丸之内 上野公園東入口	1967
さまさまの事をおもひ出す桜かな	上野丸之内 上野公園	1918
草いろいろおのおの花の手柄かな	上野丸之内 上野図書館入口	1984
みのむしのねを聞きにこよくさの庵	上野恵美須町銀座通り脇小公園	1989
新藁の出初て早き時雨哉	上野車坂町西麗庵跡	1968
草臥（くたびれ）て宿かる比や藤の花	上野西大手町旅館「ふじ」庭内	1981
よくみればなずな花さく垣ねかな	上野西日南町蓑虫庵	1939
古池や蛙飛びこむ水の音	上野西日南町蓑虫庵	—
古里や臍の緒に泣くとしのくれ	上野赤坂町生家前	1963
冬籠りまたよりそはん此はしら	上野赤坂町生家内無名庵跡	1984
初さくら折志もけふはよき日なり	上野東町天満宮（菅原神社）	1968
家はみな杖に白髪に墓参り	上野農人町愛染院	1954
数ならぬ身となおもひそ玉祭り	上野農人町愛染院	1971
花を宿にはじめおわりやはつかほど	平野中川原フレックスホテル	1996
志ぐるるや田のあらかぶの黒む程	西高倉高倉神社入口	1968
蛇食ふと聞けば恐し雉の声	西山西山公民館前	1967
高水に星も旅寝や岩の上	岩倉岩倉峽	1988
五月雨も瀬ふみ尋ねん見馴川	岩倉岩倉峽	1994
春なれや名もなき山の薄霜	長田旧奈良街道脇	1983
うぐひすの笠おとしたる椿哉	長田金比羅神社	1994
やがて死ぬけしきは見えず蟬の声（芭蕉）	長田西蓮寺	1976
月ぞしるべこなたへ入らせ旅の宿	三田 JR 伊賀上野駅前	1981
手ばなかむおとさへ梅のほひかな	一之宮敢国神社入口	1962
畠うつ音やあらしのさく良麻	荒木白髭神社	1957
月ぞしるべこなたへ入らせ旅の宿	西明寺サンピア伊賀	1999
香に匂へうに掘る岡の梅の花	菖蒲池市場寺	1954
城跡や何やらゆかし董（すみれ）草	下神戸丸山集落東部	1869
一里は皆花守の子孫かや	予野花垣神社	1835
蕎麦はまだ花でもてなす山路かな	柘植町芭蕉公園	1885
古郷や臍の緒になくとしの暮	柘植町芭蕉公園入口	1893
草いろいろおのおの花の手柄かな	下柘植伊賀支所前	1990
枯芝やややか希ろふの十二寸	平田植木神社	1968
からかさにおし分見たる柳哉	下阿波須原大橋畔	—
初しぐれ猿も小みのをほしげ也	上阿波山中長野峠小公園	1786
初しぐれ猿も小みのをほしげ也	上阿波山中長野峠小公園	1991
丈六に陽炎高し石の上	富永新大仏寺	1810
行秋や手をひろげたる栗のいが ほか 10 句	長田芭蕉の森（観察の園）	1990
川上とこの川しもや月の友 ほか 3 句	下友生下友生橋欄干	1991
春なれや名もなき山の朝がすみ ほか 20 句	服部町くれは水辺公園	1995

三重県環境生活部文化振興課HP「俳句のくに みえ」三重県内の句碑一覧 より

に芭蕉祭、11月12日に柘植町の万寿寺において「しぐれ忌」が開催されている。

戦後間もない1947年（昭和22）から始まった芭蕉祭は、毎年上野公園俳聖殿前で式典が開催されるほか、全国俳句大会、遺蹟見学などが開催され、秋の一大催事となっている。そのほか、学校教育のなかに俳句が取り入れられるなど、芭蕉翁生誕地である本市には、その遺蹟とともに、俳諧文化が受け継がれている。

## 2-3 伊賀焼今昔

1581年（天正9）10月、堺の商人で茶人であった津田宗及は、豪商たちによる茶席でのしつらえ物の一つに「伊賀壺」を飾ったという。中世六古窯（越前・瀬戸・常滑・信楽・丹波・備前）に含まれない伊賀壺が、豪商たちの間で愛でられたのは、他の焼き物にはない、伊賀焼独特の風合いが茶人たちに好まれたからに他ならない。また、川端康成がノーベル文学賞を授賞した記念講演録『美しい日本の私』には、川端による伊賀焼の素晴らしさが述べられている。

古琵琶湖層に堆積した耐火性の高い粘土を原料に、高温で焼き締めてできる伊賀焼は、燃料のアカマツの灰が被りビードロ釉と呼ばれる独特の風合いを引き出している。

市域における窯業生産の歴史は古墳時代後期にさかのぼる。陶器の源流となる須恵器生産の技術は6世紀に伝わり、飛鳥・奈良時代になると、本格的に生産されるようになった。4基の須恵器窯が調査された御墓山窯跡（佐那具町）では、食器類だけでなく宮殿形陶製品（緑ヶ丘本町、県有文）など、仏教信仰にかかる製品も出土している。

桃山時代当時の伊賀焼の窯跡として確認されているのが、16世紀末から17世紀初頭の水指や花入などが出土している西光寺窯跡（楨山）、採集された遺物から17世紀初頭の窯跡と想定される堂谷窯跡（丸柱）で、これらが「古伊賀」「藤堂伊賀」と呼ばれる時期のもので、織豊期の豪商や大名に愛された当時の伊賀焼生産の断片を知ることができる。ただし、隣接する信楽焼の13世紀代の窯跡の一つ「五位ノ木窯」（甲賀市）は、近世前期までは伊賀国領であったことをふまえると、伊賀焼の起源は13世紀代にまでさかのぼるといえる。

「古伊賀」「藤堂伊賀」は、骨董品として珍重されて各地に広まり、できるだけまとまったものとして後世へ伝えるため、本市に居住した医師奥知勇により収集した34件の伊賀焼・信楽焼のコレクション（丸柱・県有文）が当時の上野市に寄贈された。



仏土寺出土品 陶製壺  
（県指定）



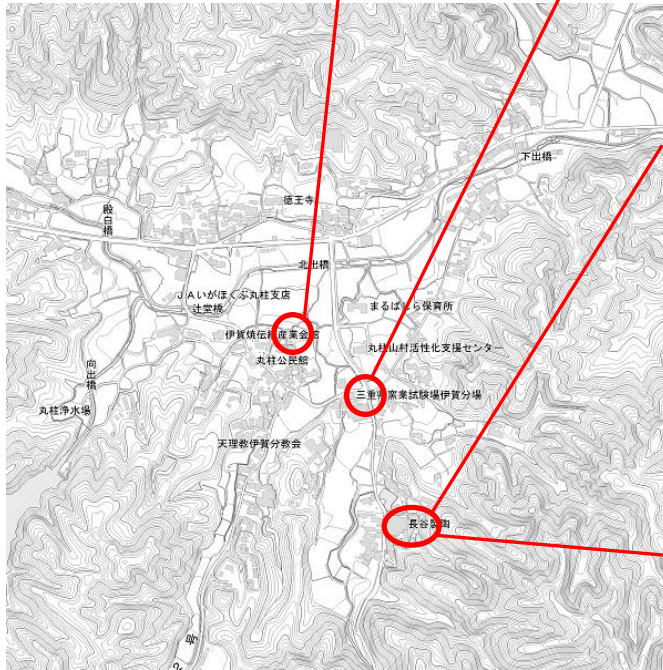
奥知コレクション（県指定）



伊賀焼伝統産業会館



伊賀焼陶磁器工業協同組合



長谷園大正館(丸柱・国登録)



近世の連房式登り窯(丸柱・国登録)

図 19 丸柱地区の伊賀焼関連遺構

「藤堂伊賀」と呼ばれる伊賀焼の生産は、1669年(寛文9)の伊賀・近江国境の三郷山が藩の管理下となり陶土の採取が制限されると、その生産は停滞することになった。

伊賀焼が再興するのは、宝暦年間(1751~64)以降で、弥助・久兵衛・定八・十助・林蔵らが「瀬戸屋」を営んでいたとされている。彼らによる伊賀焼は日常雑器を中心に生産するもので「復興伊賀」と呼ばれた。

「復興伊賀」の中心となったのは、丸柱村の弥助・定八とされ、藩主から陶器に刻印するための御印を拝領した。丸柱にあった弥助窯は、その一部が発掘調査され、椀や土瓶、行平などが出土した。また、これらの製品は上野城下町遺跡でも出土し、江戸時代後期の伊賀の人びとの生活の器となっていた。なお、江戸時代には、伊賀焼が木津川を使って大坂まで移出されていたことも知られている。

近代以降も地域の主要工業品として生産が続けられ、1904年(明治37)には、丸柱村



立陶器徒弟学校の開設、1923年(大正12)には伊賀焼工業組合が設立された。丸柱には、近世の連房式登り窯と近代の伊賀焼生産にかかる建物等が残されており、近世から近代にかけての窯元の姿を知ることができる。

一方で陶芸作家が現れ、伊賀焼の復興にも取り組んだ。とりわけ昭和初期の代議士川崎克は、『伊賀及信楽』を著すほか、1942年(昭和17)に完成した俳聖殿(上野丸之内・国重文)の廟堂に当時の彫刻家長谷川栄作の原型をもとに製作し芭蕉翁陶像を安置した。

戦後の伊賀焼は、戦前からの主要製品であった土鍋の需要が増え、1981年(昭和56)に伊賀焼振興協同組合が発足し、翌年、伝統的工芸品に指定された。1991年(平成3)には丸柱に伊賀焼伝統産業会館が開設され、伊賀焼の魅力を現在に伝えている。毎年9月には、窯元や陶芸作家らが一同に集まる伊賀焼陶器まつりが開催され、伊賀焼ファンでにぎわっている。また、伊賀焼の作家たちで構成される伊賀陶芸会は、旧崇広堂(上野丸之内・国史跡)はじめ、市内外で展示会の開催を重ねている。

### 3. 城下町と村々

#### 3-1 藤堂高虎と上野城下町

上野城下町の歴史は、藤堂高虎が1611年(慶長16)に建設に着手したことに始まる。現在の住所表記が上野丸之内であるところが旧上野城の範囲にあたり、外堀の内側には藩主である藤堂家の一族や、高禄藩士の屋敷が立ち並んでいた。上野城内に所在し

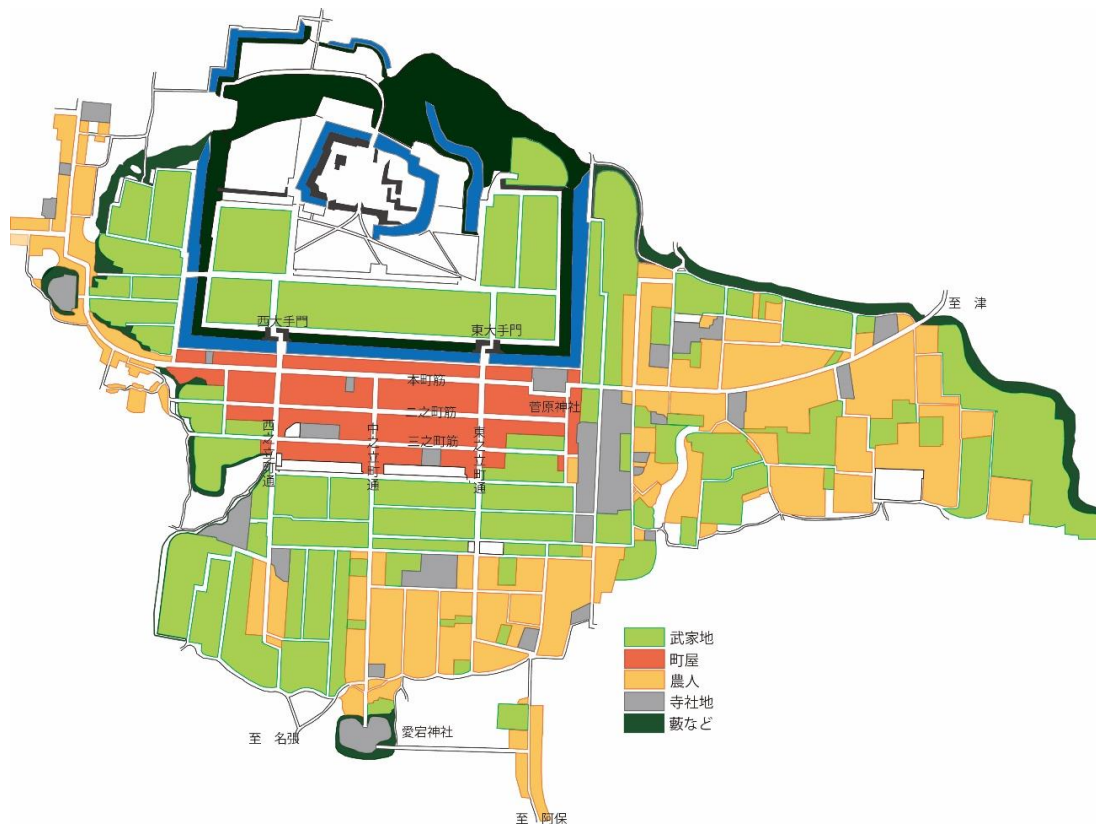


図20 上野城下町図(伊賀文化産業協会 (正徳5年(1716)上野城下町絵図より作成)

た建造物としては、1821年（文政4）に設置された旧崇広堂（上野丸之内・国史跡）や上野高等学校敷地内にある藤堂藩旧武庫（上野丸之内・市有文）、上野公園内に移築された藤堂家所縁御殿の御門（上野丸之内・市有文）、上級藩士の武家屋敷遺構である成瀬平馬家長屋門（上野丸之内・市有文）が残る。

東西の大手門から南に下る東之立町通と西之立町通は、本町筋（大和街道）、二之町筋、三之町筋（三筋町）と直交して、阿保・名張へと接続していた。東・西之立町通の中間にある中之立町通と本町筋の交点は「札之辻」と呼ばれ、城下町の起点となっていて、大正期に建てられた上野町元標が残る。

上野城下町は街路を挟んで両側が同じ町となる両側町である。長方形の街区に間口が狭く奥行の長い、いわゆる「うなぎの寝床」といわれる町屋が連なる短冊形の



寺村家住宅(上野福居町・国登録)



札之辻に残る上野町元標  
(上野中町・未指定)

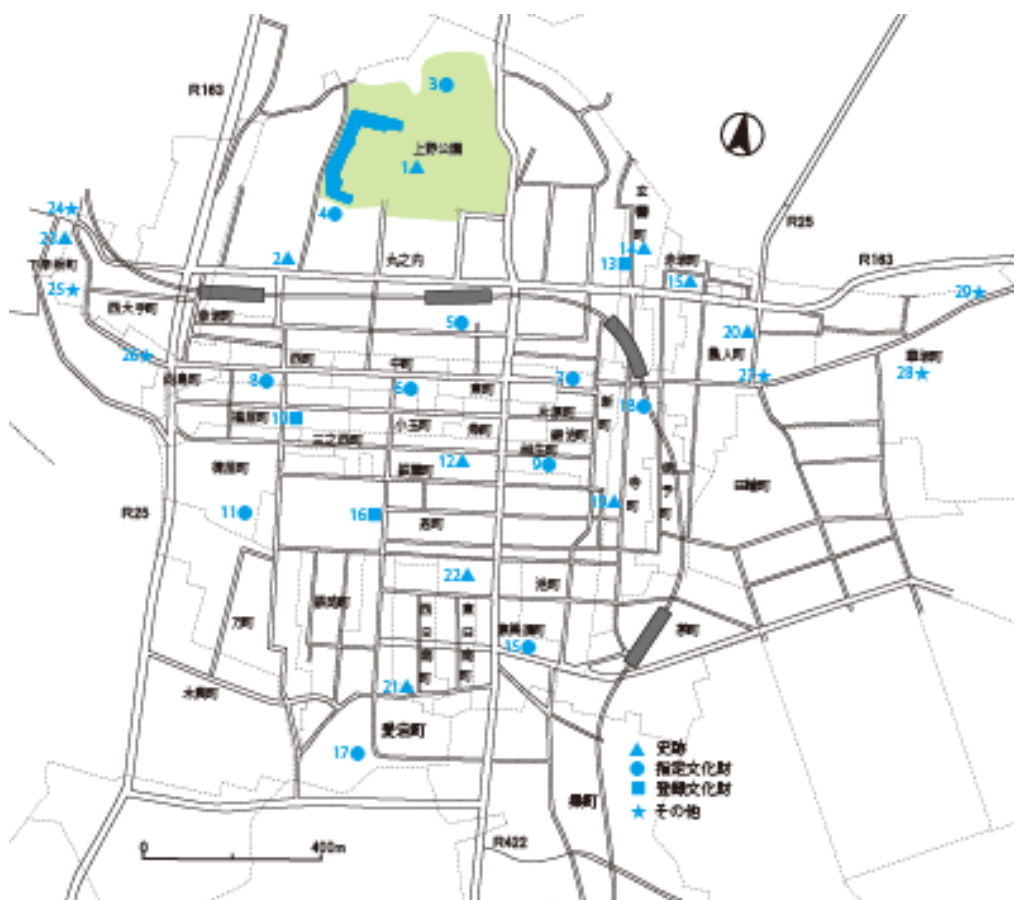


図 21 伊賀市中心市街地における文化財建造物等（近世）

地割で、現在でも町割りや屋敷の地割が踏襲されている。また、町屋建築の街道に面した部分では、天井裏の「ツシ」に採光するための「虫籠窓」や「塗り込み窓」と呼ばれる格子窓、寺村家住宅（上野福居町・国登録）の土蔵に見られる「ナマコ壁」などが

表 21 伊賀市中心市街地における文化財建造物等（近世）の一覧

No	指定区分・種別		名 称	所在地
1	国	史跡	上野城跡	上野丸之内
2	国	史跡	旧崇広堂	上野丸之内
3	市	有形文化財（建造物）	藤堂家所縁御殿の御門	上野丸之内
4	市	有形文化財（建造物）	藤堂藩旧武庫	上野丸之内
5	市	有形文化財（建造物）	成瀬平馬家長屋門	上野丸之内
6	国	無形民俗文化財	上野天神祭のダンジリ行事	上野中町ほか
7	県	有形文化財（建造物）	菅原神社楼門・鐘楼	上野東町
	市	史跡	貝おほひ奉納の社	上野東町
8	市	有形文化財（建造物）	西町集議所	上野西町
9	県	有形文化財（建造物）	入交家住宅主屋・長屋門・表屋・土蔵ほか	上野相生町
	市	史跡	入交家	
10	国	登録有形文化財（建造物）	寺村家住宅主屋・前蔵	上野福居町
11	県	有形文化財（建造物）	広禅寺転輪蔵	上野徳居町
12	市	史跡	西嶋八兵衛之友墓	上野紺屋町
13	国	登録有形文化財（建造物）	中森家住宅主屋・離れ・前蔵ほか	上野玄蕃町
14	市	史跡	さまざま園	上野玄蕃町
15	市	史跡	芭蕉翁生家	上野赤坂町
16	国	登録有形文化財（建造物）	赤井家住宅主屋・茶室・土蔵・長屋門・土塀	上野忍町
17	県	有形文化財（建造物）	愛宕神社本殿	上野愛宕町
18	市	歴史資料	藤堂家歴代供養墓所	上野寺町
19	市	史跡	藤堂玄蕃家墓所	上野寺町
20	市	史跡	芭蕉翁故郷塚	上野農人町
21	県	史跡及び名勝	養虫庵	上野西日南町
22	市	史跡	藤堂新七郎家墓所	上野恵美須町
23	県	史跡	鍵屋の辻	小田町
24	その他		道標 鍵屋の辻	小田町
25	その他		菅原神社西御旅所 安倍神社	上野下幸坂町
26	その他		黒門跡	上野向島町
27	その他		道標 大和街道・伊賀街道分岐	上野農人町
28	その他		菅原神社東御旅所	上野車坂町
29	その他		参宮常夜灯	上野車坂町

【上野天神祭関連の文化財】

	県	有形文化財（彫刻）	上野天神祭供奉面	上野三之西町
	県	有形文化財（彫刻）	上野天神祭供奉面	上野紺屋町
	県	有形文化財（彫刻）	上野天神祭供奉面	上野相生町
	市	有形民俗文化財	上野天神祭供奉面・能面	上野徳居町
	県	有形文化財（工芸品）	上野天神祭山車幕	上野鍛冶町
	県	有形文化財（工芸品）	上野天神祭山車金具	上野福居町
	市	有形民俗文化財	上野天神祭鍛冶町楼車前幕	上野鍛冶町
	市	有形民俗文化財	上野天満宮祭礼行列略記版木 附 天神祭 礼行列板元掛看板1枚 御用印判師雲禾 堂看板1枚	上野西町



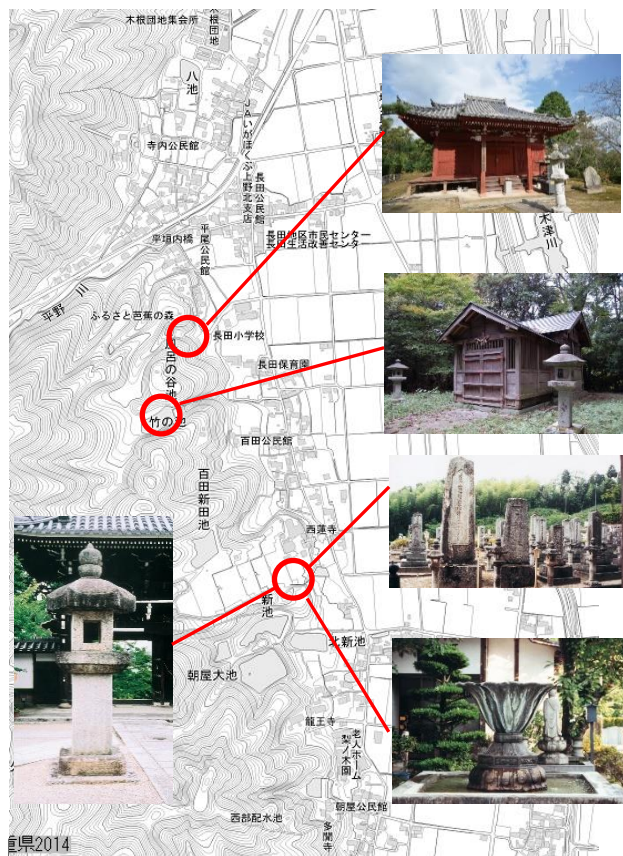
見られ、町屋の伝統的景観を今に伝えている。

町人地である三筋町の外側には忍町・相生町に中下級藩士の屋敷が設定され、入交家住宅（上野相生町・県有文）・赤井家住宅（上野忍町・国登録）・中森家住宅（上野玄蕃町・国登録）が残る。さらにその南側は町人地となっていた。

また、城下町の東側に寺町を配置し、上野城の南東角に藤堂藩主家が費用を下賜し1704年（宝永元）に完成した楼門が残る菅原神社（上野東町・県有文）、城下町の南端に、1616年（元和2）に藤堂高虎が檀主となって建設した本殿が残る愛宕神社（上野愛宕町・県有文）がある。城下町の東に位置する寺町や城下町の各所にある寺院には、藤堂藩主家（上行寺）や藤堂玄蕃家（大超寺）、藤堂新七郎（山溪寺）はじめ、藩士家の歴代の供養塔が残されているほか、町に住まう人びとの弔いの場でもあった。なお、町の人びとの信仰として、各所に見られる稻荷信仰や恵美須町の恵美須神社における1月の「初ゑびす」、8月の地藏盆行事がいまでも受け継がれている。

上野城下町における秋の一大イベントが、菅原神社の秋の例大祭、上野天神祭ダンジリ行事（上野中町ほか・国重無民）である。城下町の9町の楼車と4町による鬼行列で構成されるダンジリ行事は、10月第3又は第4日曜日の朝、城下町の東に位置する東の御旅所を出発して三筋町を巡行し、多く観光客が訪れる上野城下町の風物詩となっている。上野天神祭の運営は各町が運営の基本単位となっており、城下町の町屋の風情とともに町の伝統を今に伝えている。

なお、このほかにも藤堂藩主にまつわる遺蹟が市内各所に残されている。上野城を東に望む丘陵にある長田の西蓮寺には、藩祖藤堂高虎画像（国重文）が残されているほか、城代である藤堂采女家歴代墓所（市史跡）、同家寄進の蓮葉形銅製手水鉢（市有文）などがある、また、西蓮寺のやや北にある常住寺には、1659年（万治2）、2代藩主藤堂高次が母松寿院の十三回忌に建立した閻魔堂（県有文）や、松寿院供養塔（市史跡）が残る。さらに、その背後に位置する山頂には、遺言により葬られた3代藩主藤堂高久公墓所（県史跡）、通称「長田御山」が残る。このように長田の地は、藤堂家との所縁の深い地区である。



### 3-2 「仏神崇重ノ国」伊賀

市内の村々を歩くと、いにしえより鎮座する神社や名刹・古刹を見ることができる。古代より、寺社や貴族の廬や荘園の設置を通じて、京都・奈良と直接的な関わりを有していた伊賀国には、仏教関係のさまざまな美術の優品がもたらされてきた。こうした伊賀の人びとの篤い信仰は、戦国時代の興福寺の僧、多聞院英俊に「仏神崇重ノ国」と評され、その心は現在も受け継がれている。

神社の本殿には、戦国の争乱を免れた高倉神社本殿（西高倉・国重文）や、天正期の戦後復興の象徴として建てられた大村神社宝殿（阿保・国重文）や猪田神社本殿（下郡・県指定）がある。また、観菩提寺本堂（島ヶ原・国重文）のように県内最古級の優美な姿を今に伝えるものもある。神社の本殿を見ると、赤色で彩色を施したものが多く、奈良県との共通を見いだすことができる、また、射手神社十三重塔（長田・国重文）はじめ、蓮徳寺（湯屋谷）や安楽寺（青山羽根）の石造十三重塔（いずれも市指定）や阿弥陀寺五輪塔（川東・県有文）、石造宝篋印塔（槇山・市有文）など、石造文化が広まった鎌倉時代の石塔が多くみられるのも本市の特徴である。

また、各所の寺院に平安・鎌倉時代の木造・石造の仏像彫刻が伝えられていることも大きな特徴である。木造彫刻では、白鳳期までさかのぼる木造薬師如来坐像（下友生見徳寺・県有文）をはじめ、西盛寺（三田）や佛土寺（東高倉）、市場寺（菖蒲池）、新大仏寺（富永）などには、阿弥陀如来坐像や薬師如来坐像、十一面観音菩薩立像や日光月光菩薩像、四天王像や不動明王像などがある。石造彫刻では、岩根の磨崖仏（大内・県有文）や中ノ瀬磨崖仏（寺田・県有文）など優品が数多く残されている。さらに、寺院では法会の折に掛けられる涅槃図などの絵画、大般若経や法華経などの経典も伝えられている。

地域の信仰の拠点である神社や寺院では、境内において神仏へ奉納するための神事踊や獅子舞、法会が行われている。これらは、日照りに降雨を願う雨乞い神事として行われたかんこ踊や、疫病退散・厄払い行事として行われている祇園踊、村へ厄災が入らないよう結界を張る伊賀のカンジョウナワ行事（市無民）がある。また、五穀豊穰や家内安全を祈念するため、それぞれの地区で、特徴ある祭礼・神事が伝えられ、今も年中行事として人びとの生活の一部となっている。こうした民俗行事も近畿地方との共通性が指摘されていて、伊賀の文化が連綿と近畿地方との関わりのなかで醸成されてきたことを窺うことができる。

以下には、こうした伊賀の村々の寺社と信仰をめぐる歴史文化のありようのいくつかの事例を紹介する。

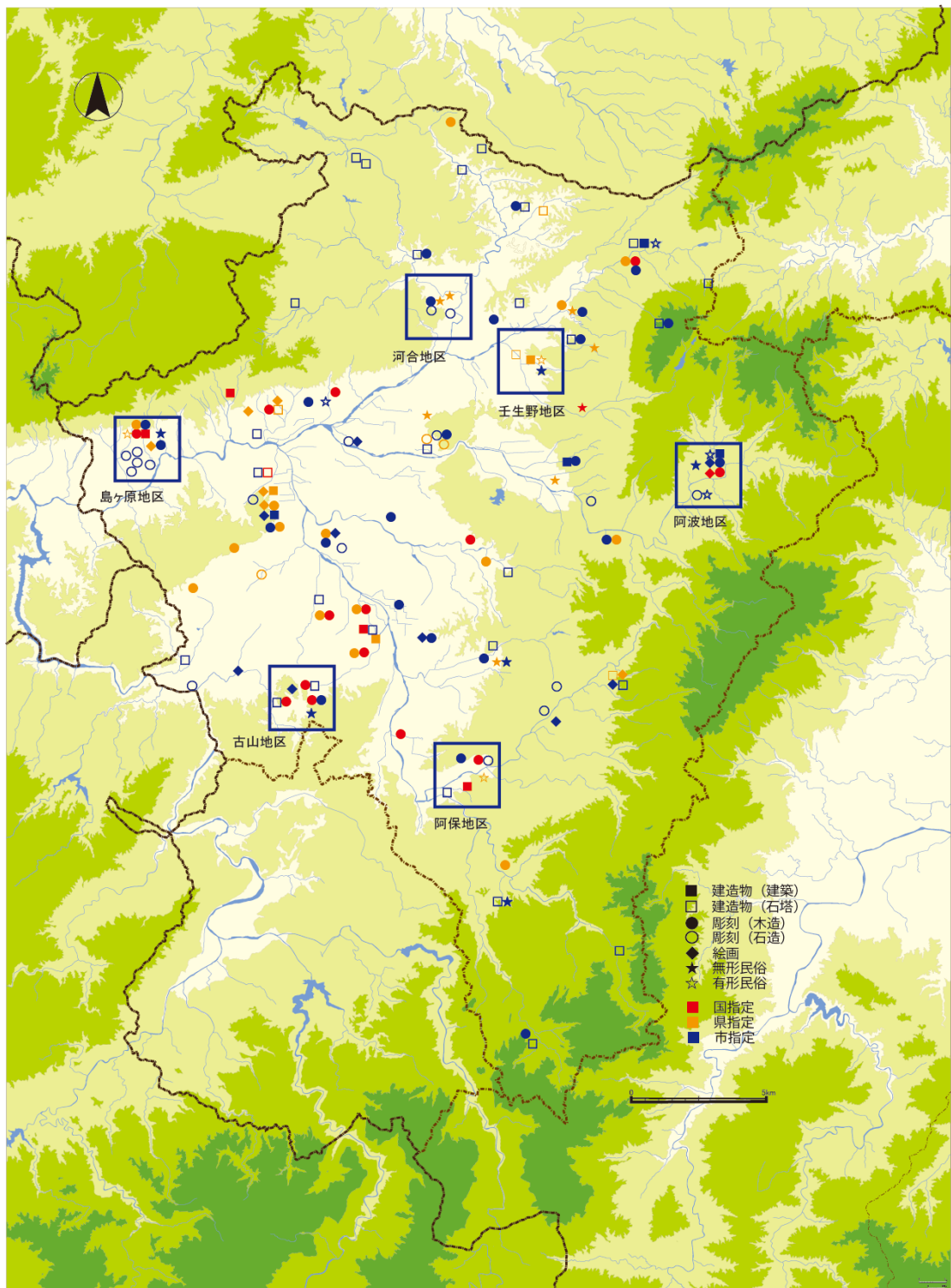


図 23 寺社と村の信仰関係の文化財(寺社建造物、仏像彫刻、絵画、祭礼・神事)



## 【島ヶ原地区】

京都府・奈良県・滋賀県と接する島ヶ原地区にあり、正月堂の名で知られる観音寺には、県内最古級の室町時代に建立された本堂・楼門がある。本堂内には秘仏の本尊木造十一面観音立像が安置され、楼門には木造の多聞天・広目天立像、金剛力士像が置かれて寺域を護っている。また、毎年2月11日には大きな餅を担いだ行列が頭屋宅から本堂へ練り込む大餅会式、翌12日には「達陀の行法」による御行結願法要が行われ、「正月堂の修正会」として地域の一大行事となっている。

観音寺に近接する西念寺には、天台真盛宗の宗祖、真盛上人供養塔があるほか、1564年（永禄7）の銘のある阿弥陀石仏や、鎌倉時代の絹本着色仏涅槃図が伝わる。また、鷗宮神社では12月に行われる秋祭で4頭の獅子による獅子踊が奉納される。

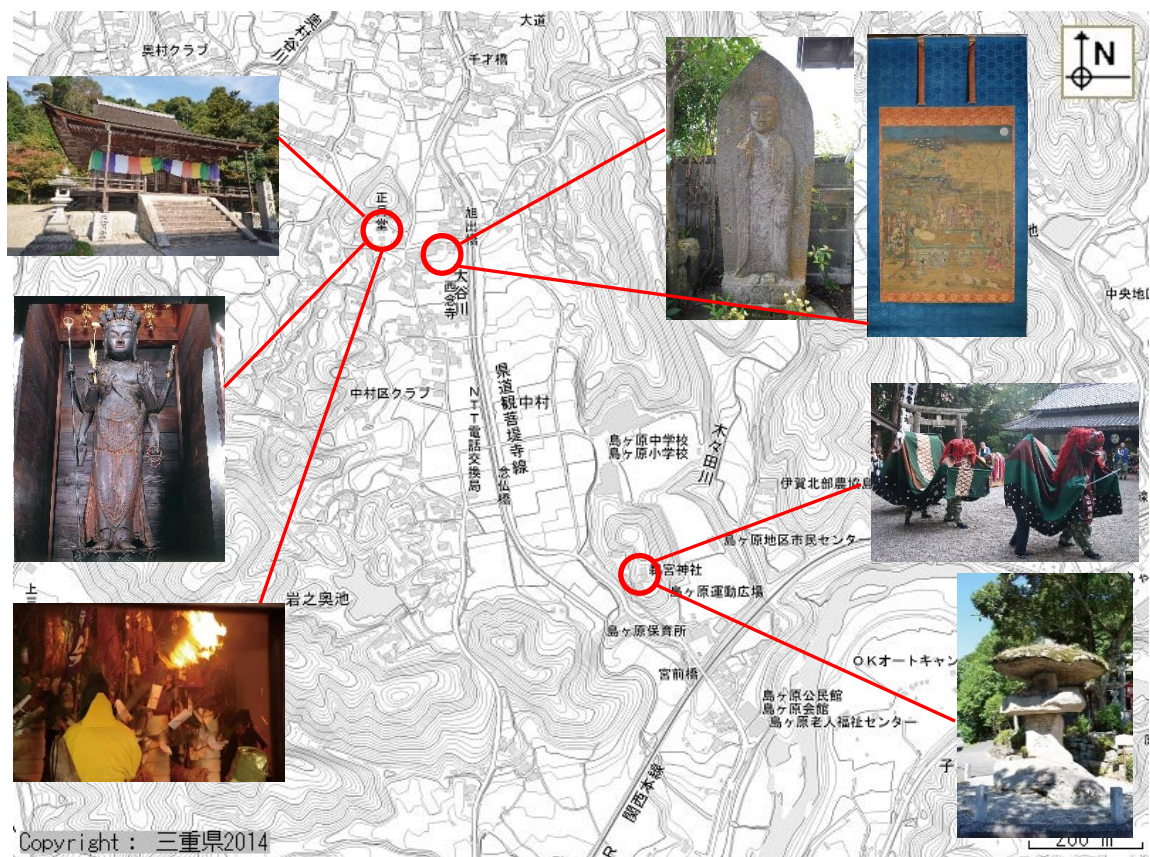


図 24 島ヶ原地区における主な村の信仰関係の文化財(寺社建造物、仏像彫刻、絵画、祭礼・神事)

表 22 島ヶ原地区における主な村の信仰関係の文化財一覧

No	指定区分・種別	名 称	時代	所在地
1	国 重要文化財（建造物）	観菩提寺本堂	室町	観菩提寺
2	国 重要文化財（建造物）	観菩提寺楼門 附棟札	室町	観菩提寺
3	国 重要文化財（彫刻）	木造十一面観音立像	平安	観菩提寺
4	県 有形文化財（彫刻）	木造聖観音立像	平安	観菩提寺
5	県 有形文化財（彫刻）	木造十一面観音立像	平安	観菩提寺
6	県 有形文化財（彫刻）	木造多聞天立像	平安	観菩提寺
7	県 有形文化財（彫刻）	木造広目天立像	平安	観菩提寺
8	県 有形文化財（彫刻）	木造天部形立像（伝梵天像・伝帝釈天像）	平安	観菩提寺
9	県 有形文化財（彫刻）	木造十一面観音菩薩立像	平安	観菩提寺
10	県 有形文化財（工芸品）	鱈口	室町	観菩提寺
11	市 有形文化財（彫刻）	十三重石塔	鎌倉	観菩提寺
12	市 有形文化財（工芸品）	本尊厨子鎖子	江戸	観菩提寺
13	市 有形文化財 （書跡・典籍・古文書）	観菩提寺観世音開帳縁記文書	江戸	観菩提寺
14	市 有形文化財（絵画）	観菩提寺の古絵図	室町	個人
15	市 有形文化財（彫刻）	金剛力士像	室町	観菩提寺
16	市 有形文化財（彫刻）	賓頭慮尊者寄木造半跏坐像	室町	観菩提寺
17	市 有形文化財（彫刻）	六斎念仏供養四角型石灯	江戸	観菩提寺
18	市 有形文化財（彫刻）	六斎念仏供養四角型石灯	江戸	観菩提寺
19	市 有形文化財（彫刻）	石燈籠 附由来文書	江戸	鷗宮神社
20	市 有形文化財（彫刻）	四角燈籠	江戸	鷗宮神社
21	県 無形民俗文化財	正月堂の修正会	-	観菩提寺
22	市 無形民俗文化財	獅子踊	-	鷗宮神社
24	市 無形民俗文化財	太鼓踊り	-	鷗宮神社
25	県 有形文化財（絵画）	絹本着色仏涅槃図	室町	西念寺
26	市 有形文化財（彫刻）	阿弥陀石仏	室町	西念寺
27	市 有形文化財（彫刻）	真盛上人供養塔	室町	西念寺

### 【古山地区】

市中西部に位置する古山地区には、優れた仏像彫刻が数多く残る。菖蒲池の市場寺には、本尊木造阿弥陀如来坐像を護る持国天・増長天・多聞天・広目天の木造四天王像があり、県内最高水準の木造彫刻とされる。また、東谷の観音寺には、本尊木造阿弥陀如来坐像と脇侍に不動明王像、毘沙門天像が置かれる。さらに、湯屋谷の蓮徳寺にある木造日光・月光菩薩立像は、市内でも少ない日光・月光像で、優美な姿を今に伝える。この蓮徳寺には南北朝期の十三重塔が完存し、古くからこの地が篤い信仰の地であったことがわかる。

地区の中心にある蔵縄手の田守神社で行われる秋祭は、祭神を神社西方にある御旅所へ迎える神事で、鬼・母衣花・大御幣・神輿・獅子舞などで構成された行列や獅子神楽の奉納、舞姫の舞や祝詞奏上などを行った後、祭礼の終了と感謝を奉告する貴簀神事という簀投げ神事が行われる。



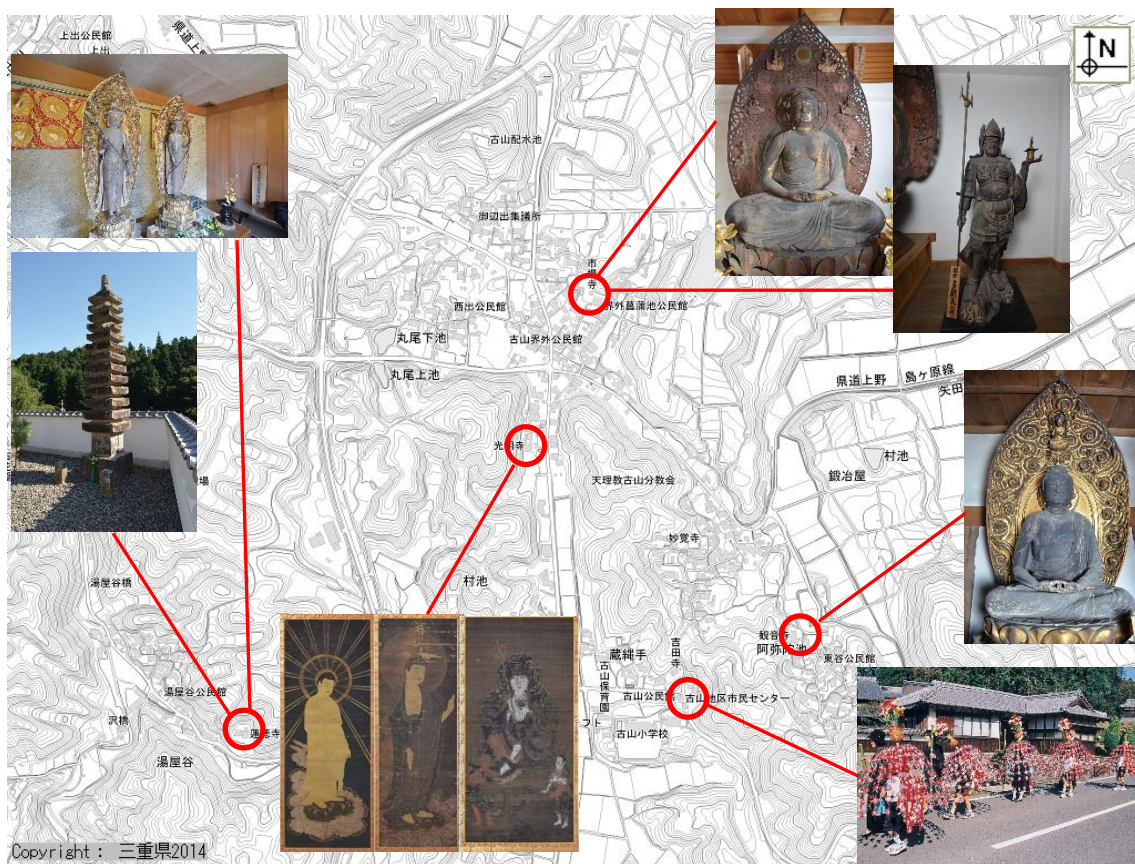


図 25 古山地区における主な村の信仰関係の文化財(寺社建造物、仏像彫刻、絵画、祭礼・神事)

表 23 古山地区における主な村の信仰関係の文化財一覧

No	指定区分・種別	名 称	時代	所在地
1	国 重要文化財 (彫刻)	木造阿弥陀如来坐像	平安	市場寺
2	国 重要文化財 (彫刻)	木造四天王立像	平安	市場寺
3	国 重要文化財 (彫刻)	木造阿弥陀如来坐像	鎌倉	観音寺
4	国 重要文化財 (彫刻)	木造日光月光菩薩立像	平安	蓮徳寺
5	市 有形文化財 (建造物)	石造五輪塔	南北朝	市場寺
6	市 有形文化財 (建造物)	石造十三重塔	南北朝	蓮徳寺
7	市 有形文化財 (絵画)	絹本著色阿弥陀如来画像 絹本著色阿弥陀如来画像 絹本著色地藏菩薩画像	室町	光明寺
8	市 有形文化財 (彫刻)	木造不動明王像	鎌倉～南北朝	観音寺
9	市 有形文化財 (彫刻)	木造毘沙門天立像	鎌倉～南北朝	観音寺
10	市 無形民俗文化財	田守神社 秋祭	-	田守神社
11	市 無形民俗文化財	伊賀のカンジョウナワ行事	-	菖蒲池・東谷



### 【阿波地区】

市東部に位置する阿波地区の富永には、源平の争乱で焼失した東大寺を復興するため俊乗坊重源が全国7カ所に設けた別所の一つ、伊賀別所に起源をもつ新大仏寺がある。ここには、如来坐像と石造基壇、重源上人像、絹本着色興正菩薩像など、鎌倉時代の貴重な文化財が数多く伝えられている。また、近世には雨乞いの祈願所として広く知られ、雨乞い行事に使用した用具類も残されている。さらに、下阿波の阿波神社には近世初頭にさかのぼる貴重な石造狛犬や「文禄五年丙申（1596）八月日施主敬白」の銘文が確認できる鰐口が伝わる。

そのほか、富永では、毎年2月に五穀豊穡と健康を願っての的へと矢を放ち、中心の黒丸に当たれば、その年の豊作が期待される神事、的祭が行われている。

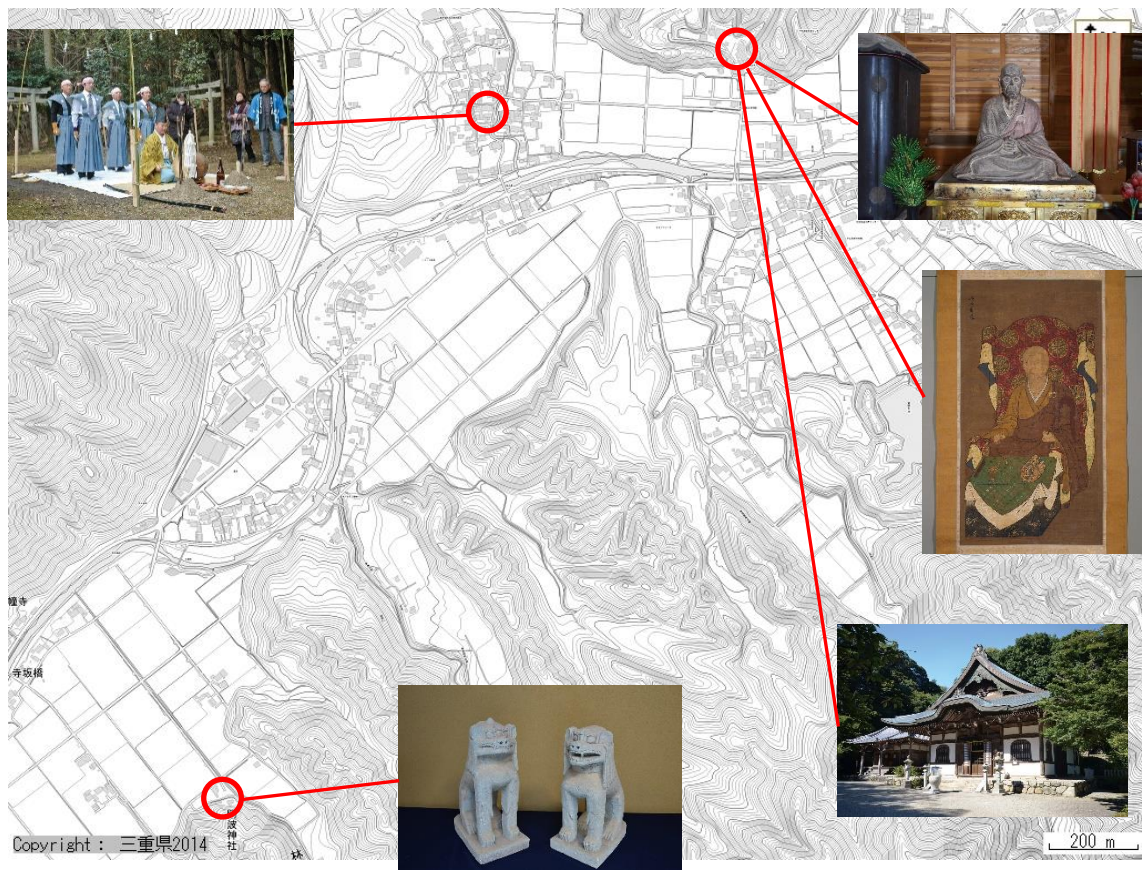


図 26 阿波地区における主な村の信仰関係の文化財(寺社建造物、仏像彫刻、絵画、祭礼・神事)

表 24 阿波地区における主な村の信仰関係の文化財一覧

No	指定区分・種別	名 称	時代	所在地
1	国 重要文化財（絵画）	絹本着色興正菩薩像	鎌倉	新大仏寺
2	国 重要文化財（彫刻）	木造俊乗上人坐像	鎌倉	新大仏寺
3	国 重要文化財（彫刻）	木造僧形坐像	鎌倉	新大仏寺
4	国 重要文化財（彫刻）	木造如来坐像 附石造基壇	鎌倉	新大仏寺
5	国 重要文化財（考古資料）	板彫五輪塔	鎌倉	新大仏寺
6	県 有形文化財（工芸品）	水晶舍利塔	鎌倉	新大仏寺
7	市 有形文化財（建造物）	大仏殿	江戸	新大仏寺
8	市 有形文化財（絵画）	絹本着色弘法大師像	江戸	新大仏寺
9	市 有形文化財（絵画）	絹本着色不動明王像	江戸	新大仏寺
10	市 有形文化財（彫刻）	木造十一面観音立像	室町	新大仏寺
11	市 有形文化財（彫刻）	木造地藏菩薩立像	室町	新大仏寺
12	市 有形民俗文化財	新大仏寺雨乞い関係文書 附 雨乞い踊り用具	江戸	新大仏寺
13	市 有形文化財（工芸品）	鉄製鰐口	織豊	阿波神社
14	市 有形文化財（彫刻）	石造狛犬	江戸	阿波神社
15	市 有形文化財（彫刻）	石造狛犬	-	阿波神社
16	市 有形民俗文化財	猿野の祇園踊り図絵馬	大正	葦神社
17	市 無形民俗文化財	富永的祭	江戸～	—

### 【阿保地区】

市南部に位置する阿保地区には、武甕槌命が鹿島神宮を築ち、大和国春日山に遷座する際に立ち寄ったとされる大村神社が所在する。地震を鎮めるといふ「要石」が伝来し、人びとの篤い信仰を集めている。境内の一角にある虫喰鐘は、かつての神宮寺である禅定寺の名残で、1656年（明暦2）に依那具村の鑄工、藤原勘右衛門により鑄造されたことが刻まれている。また、寺脇には西大寺流律宗の寺院であった宝巖寺が所在する。中世以来の信仰の拠点で、室町時代の五輪塔や石仏が多数残されているほか、隣接する安田中世墓の発掘調査では蔵骨器が見つかっている。本尊木造十一面観音立像は、明治維新後の神仏分離政策により、禅定寺からもたらされたものである。

そのほか、柏尾には1273年（文永10）銘のある金属製懸仏や1585年（天正13）から1899年（明治32）にかけての頭番帳が伝わり、織豊期以来、当屋渡しの行事が続けられている。



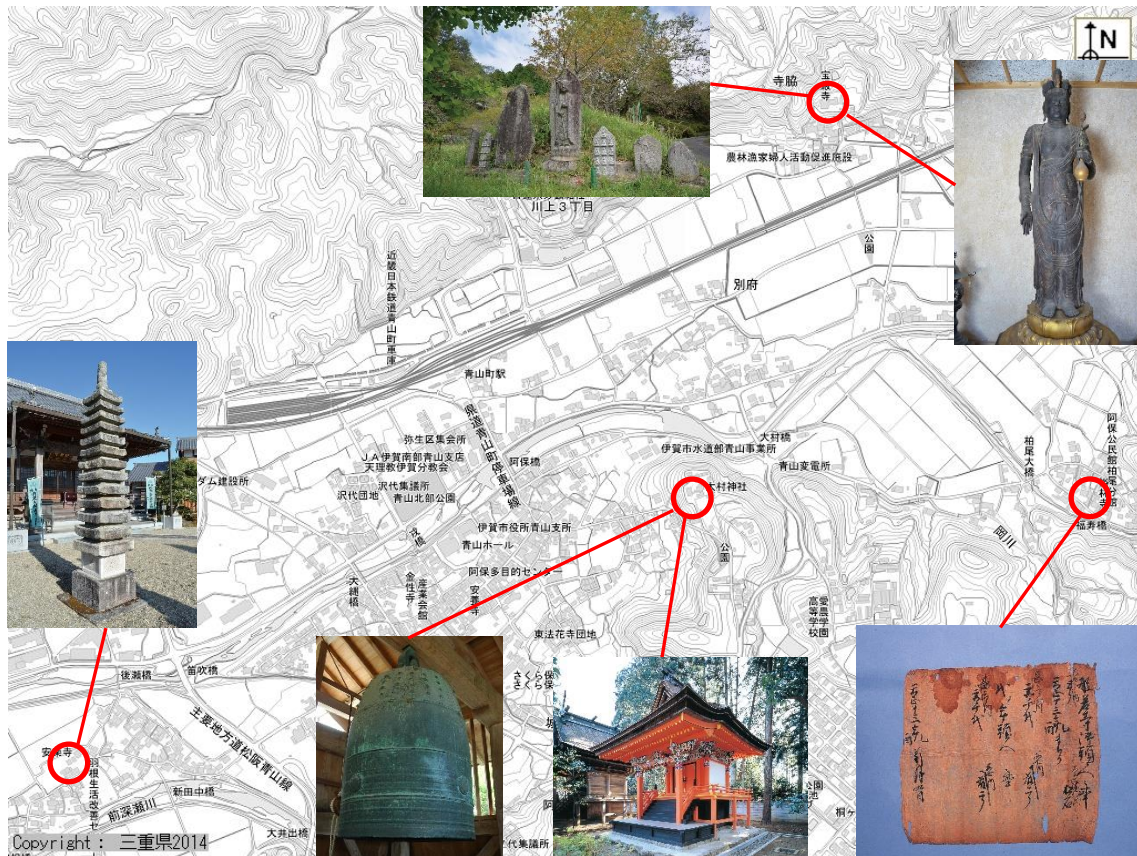


図 27 阿保地区における主な村の信仰関係の文化財(寺社建造物、仏像彫刻、工芸品、祭礼・神事)

表 25 阿保地区における主な村の信仰関係の文化財一覧

No	指定区分・種別	名称	時代	所在地
1	国 重要文化財(建造物)	大村神社宝殿 附棟札3枚	織豊	大村神社
2	国 重要文化財(彫刻)	木造十一面観音立像	平安	宝厳寺
3	県 有形民俗文化財	柏尾頭番帳	織豊～明治	柏尾地区
4	市 有形文化財(建造物)	石造十三重塔	鎌倉	安楽寺
5	市 有形文化財(建造物)	石造五輪塔	室町	安楽寺
6	市 有形文化財(彫刻)	宝厳寺石仏群	室町	宝厳寺
7	市 有形文化財(工芸品)	金属製懸仏	鎌倉	柏尾地区
8	市 有形文化財(工芸品)	磬・磬台	室町～江戸	宝厳寺
9	市 有形文化財(工芸品)	大村神社梵鐘	江戸	大村神社
10	市 有形文化財(考古資料)	安田中世墓出土蔵骨器	鎌倉～室町	



## 【壬生野地区】

市東部に位置する壬生野地区には、武甕槌命が鹿島神宮を發ち、大和国春日山に遷座する際に立ち寄ったとされる川東の春日神社が所在し、隣接して神宮寺であった春日寺がある。春日神社は近世に造替された5基の本殿と、15世紀にさかのぼる県内最古級の桁行7間、梁間5間の拝殿がある。ここは、中世壬生野郷の鎮守として地域の信仰の拠点であり、そのことを示す古文書群や獅子神楽、雨乞願解絵馬が伝わる。滝川を挟んだ対岸にある阿弥陀寺には、中世に西大寺の末寺であった大聖寺の遺物とされる鎌倉期の大型五輪塔が残るほか、中世の石造物が多数残されている。また、川東は市内でも中世城館が集落内に多く残る地域であり、今も往時の景観を留めている。

なお、壬生野地区内の東部に位置する山畑の勝手神社では、毎年秋にユネスコ無形文化遺産に登録されている神事踊が奉納される。風流踊に属する雨乞いのかんこ踊りである。色とりどりの花を付けたオチズイを背負った踊り子、胸に付けた鞆鼓を弾きながらゆったりとした調子で踊る。



図 28 壬生野地区における主な村の信仰関係の文化財(寺社建造物、絵画、祭礼・神事)

表 26 壬生野地区における主な村の信仰関係の文化財一覧

NO	指定区分・種別		名 称	時代	所在地
1	国	重要無形民俗文化財 国選択文化財	勝手神社の神事踊	江戸～	山畑
2	県	有形文化財建造物	春日神社拝殿	室町	春日神社
3	県	有形文化財建造物	阿弥陀寺の五輪塔	鎌倉	阿弥陀寺
4	県	有形民俗文化財	春日神社雨乞願解大絵馬 附相撲板番付	江戸	春日神社
5	市	有形文化財 (書跡・典籍・古文書)	伊賀国無足人帳	江戸	個人
6	市		春日神社古文書	織豊	春日神社
7	市		紙本大般若経	江戸	春日寺
8	市		勝手神社の棟札	室町	勝手神社
9	市	無形民俗文化財	獅子神楽	-	春日神社
10	市	史跡	壬生野城跡	室町	川東

### 【河合地区】

市北東部に位置する河合地区の中心には、古くは河合の牛頭天王と呼ばれ、河合地区一帯の信仰を集めた馬場の陽夫多神社が所在する。境内では、毎年8月1日に病気平癒・家内安全の願懸けを解くための行事、祇園祭の願之山行事が行われる。幼児6組12名で行う小踊りと、オチズイを背に付けた青年の踊り子6名で行う大踊りからなり、文禄年間(1592～1596)までさかのぼるものとされる。また、大江区の区民により春祭りの際には羯鼓踊りが奉納されてきた。背中にオチズイを背負い、頭に山鳥の尾を付けて踊る神事で、寛永年間(1624～1643)から行われてきたものである。なお、陽夫多神社には1667年(寛文7)の銘のある梵鐘がある。

また、川合大江地区にある石立寺には、雨乞いの神事をつかさどるとして信仰された木造夜叉明王坐像があるほか、巨石の中央上に六地藏立像を彫りこんだ磨崖仏がある。さらに、石川の穴石神社には1620年(元和6)に河合郷の河合重種らが奉納したことがわかる木造狛犬や、1359年(延文4)の造立銘のある宝篋印塔が残されている。



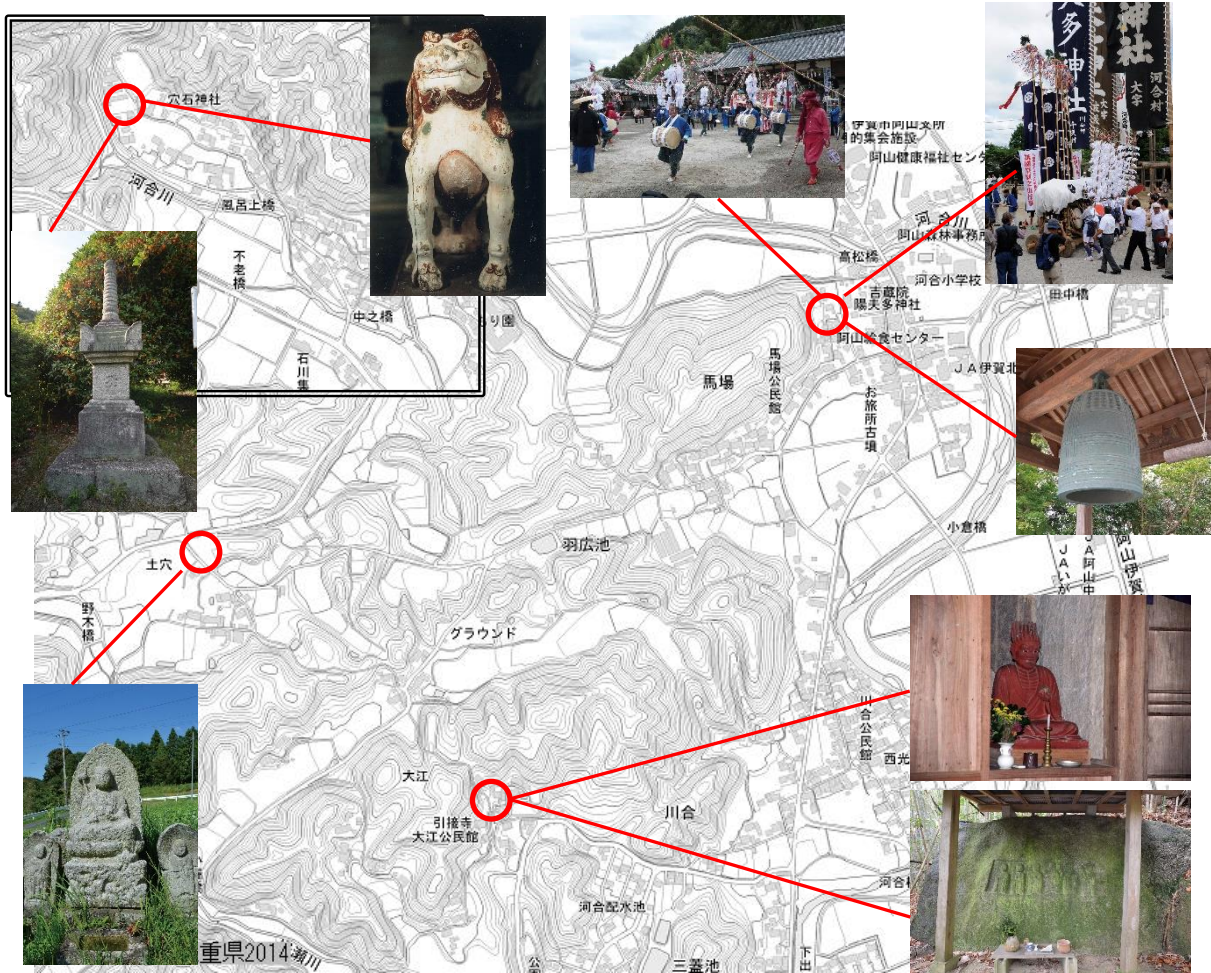


図 29 河合地区における主な村の信仰関係の文化財(寺社建造物、仏像彫刻、絵画、工芸品、祭礼・神事)

表 27 河合地区における主な村の信仰関係の文化財一覧

No	指定区分・種別	名称	時代	所在地
1	県 無形民俗文化財	陽夫多神社祇園祭の願之山行事	織豊～	馬場
2	県 無形民俗文化財	大江の羯鼓踊り	江戸～	川合(大江)
3	市 有形文化財(建造物)	石造宝篋印塔	南北朝	石川
4	市 有形文化財(彫刻)	磨崖仏	室町	川合(大江)
5	市 有形文化財(彫刻)	木造夜叉明王坐像	江戸	川合(大江)
6	市 有形文化財(彫刻)	木造狛犬	江戸	石川
7	市 有形文化財(彫刻)	石造地藏菩薩半跏像	南北朝	川合
8	市 有形文化財(工芸品)	梵鐘	江戸	馬場
9	市 有形文化財(考古資料)	將軍塚遺跡出土品	室町	川合



## 4. 時間と空間の交差するところ「伊賀」

### 4-1 古琵琶湖層群と伊賀の自然

新第三紀鮮新世の約 400 万年前にさかのぼる古琵琶湖の原形は、大山田湖から阿山湖、甲賀湖、堅田湖を経て現在の琵琶湖へと北へ移動し、堆積した地層は「古琵琶湖層群」と呼ばれ、市域では古い順に上野・伊賀・阿山の各層が堆積している。古琵琶湖層群に堆積したのが伊賀焼に欠かせない耐火性の高い粘土であるが、そこには当時の環境を知ることができる化石も多く見つまっている。

約 260 万年前の第四紀更新世に入り、北部の木津川断層や東部の頓宮断層など、盆地を形成する活断層によって沈降や隆起を繰り返したことにより、現在の伊賀盆地の地形が形成された。

伊賀に住む人びとの歴史の経過とともに自然環境が大きく改変されてきた。しかし、市域には古琵琶湖層群に残る有史以前の生物の化石や、特別天然記念物オオサンショウウオをはじめ、人びとの開発を免れた豊かな自然環境が遺されている。本市東部の布引山系の山頂付近は室生赤目青山国定公園に指定されており、伊賀盆地は自然の宝庫でもある。

**古琵琶湖層群と古生物** 古琵琶湖層群からは、メタセコイア ハンノキ、ブナなどの植物化石、ハムシなどの昆虫化石、コイ・スッポン・ワニなどの動物化石、イガタニシ・ドブガイなどの貝化石が産出している。なかでも有名なもの

がミエゾウの化石である。ミエゾウは、平田の服部川河床で臼歯、小杉で切歯、御代で切歯の一部が産出しているほか、服部川河床で足跡化石も見つまっている。

古琵琶湖層群から産出した動植物の化石からは当時の様子を知ることができる。

**豊かな植生** 本市の東西約 30 km、南北約 40km の盆地地形のなかには、標高 700m を超える霊山から笠取山、青山高原に連なる東部・南部の山地や低丘陵の里山とその間にある小盆地、古琵琶湖層群の砂礫とシルトの互層によりできた湿地などがある。

標高 500m を超える山地では、落葉広葉樹林を代表する奥山愛宕神社のブナ原生林（県天然）や、霊山のイヌツゲとアセビ群生地（県天然）が見られる。なお、アセビ群落は青山高原にも見られる。

生活圏に近い里山は、人びとの活動とともに植生は変化をし続けてきたが、そうし



ミエゾウの切歯の化石



服部川河川敷(平田)のミエゾウの足跡化石

た中で原植生に近い状態が見られるのが、神域として維持されてきた社叢である。例えば、シイを中心とする常緑広葉樹林で自然の状態に近い春日神社の社叢（川東・市天然）のほか、敢国神社や高倉神社、岡八幡宮などではシイ類やカシ類、ヒノキ、ツバキなどが繁茂し、岡八幡宮ではイチイガシ（白樫・市指定）、高倉神社にはシブナシガヤ（西高倉・国天然）の高木がある。そのほかにも、ヒノキやツブラジイなどの常緑広葉樹からなる比々神社社叢やスギ、ヒノキを中心とする大村神社社叢もあり、それぞれの地域の中では注目される植生となっている。

また、盆地地形である本市には農業用のため池が多くあり、それに続く湿原も各所に見られる。湿地の植物としては、サギスゲやオニスゲ、モウセンゴケ、ヒナノカンザシ、ミツガシワなどがある、このうち下神戸のサギスゲやミツガシワ（下神戸・市指定）の自生地は自然の状態に近い湿地の一つである。



春日神社の社叢



ミツガシワ

**盆地の希少生物** 木津川の上流域に位置する伊賀の清流を象徴するのが国の特別天然記念物である世界最大の両生類オオサンショウウオである。本市では、木津川と服部川の上流域で確認されることが多く、木津川の上神戸より上流域、阿保地区や上津地区、服部川の平田より上流域、山田地区や阿波地区で見られる。また、木津・服部・柘植川の合流点付近まで散発的であるが生息が確認される。さらに、確認例は少ないが北部の河川でも確認されている。また、サンショウウオ科では、ヒダサンショウウオやカスミサンショウウオなども確認されている。

また、鳥類ではオオタカやクマタカ、淡水魚ではアメドジョウ、カワ

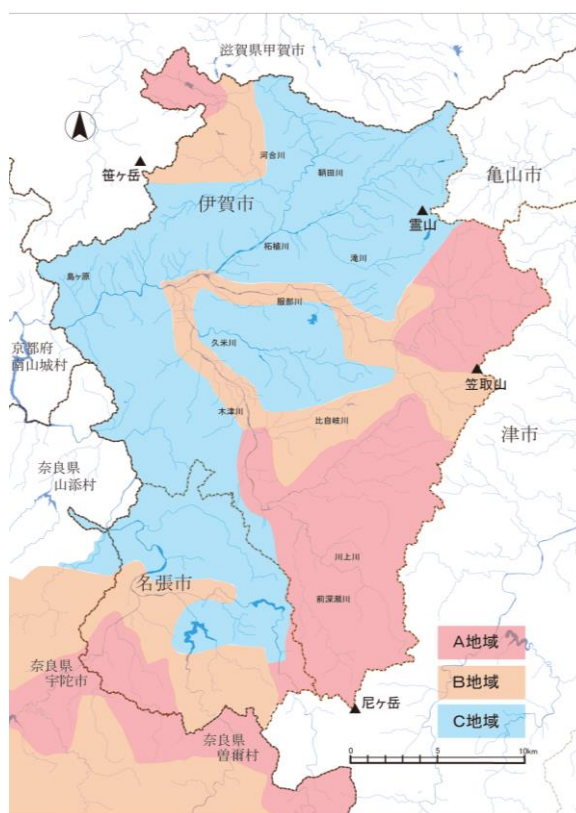


図 30 オオサンショウウオの生息状況にかかる地域区分図

バタモロコなども確認されている。

昆虫類では、ヤンマ科のルリボシヤンマ、ゲンゴロウ科のマダラシマゲンゴロウなどをはじめ、湿原性の種が比較的多く、また、トンボ科のナニワトンボやアゲハチョウ科のギフチョウ（市指定）など、里山環境に依存する種が現在も確認されている。

#### 4-2 遺跡の宝庫、伊賀

東西交通の要衝であり、かつての都であった奈良・京都に近い本市には、古墳や寺院跡などの遺跡が多数分布する。

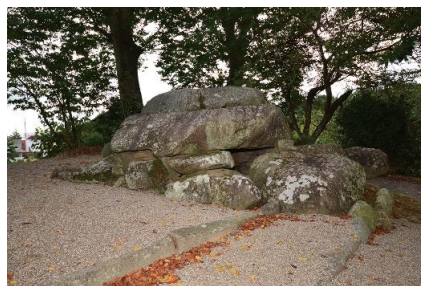
現在の奈良県に成立したヤマト王権は、その勢力を東へ拡大するにあたり、東国への入口ともいえる伊賀の豪族と緊密な関係を結ぼうとした。その表れが全長 188m の県下最大の前方後円墳御墓山古墳（佐那具町・国史跡）であり、**市域の各所には地域の王墓である前方後円墳が 16 基確認されており、県下でも 3 番目に多い。**また、6 世紀前半から出現する直径 20m 内外の後期古墳は、市内に 1,000 基以上も確認されていて、**県下でも有数の数を誇る。**今でも人びとの生活領域である里山の木立のなかに、こもりとした姿や横穴式石室を有する古墳を見ることができる。

飛鳥・奈良時代の遺跡には、白鳳時代に建立された三田廃寺（三田）や鳳凰寺廃寺（鳳凰寺）、財良寺跡（才良・市史跡）がある。これらの寺院では、**平城京のあった奈良の大寺院と類似した文様の瓦が出土し、都と深い関わりがあったことがわかる。**また、聖武天皇の詔により全国に建てられた国分二寺（伊賀国分寺跡と長楽山廃寺跡（国分尼寺）、いずれも国史跡）、古代伊賀の中心地であった伊賀国庁跡（坂之下・国史跡）などもある。奈良時代の国庁跡と国分寺跡が、その規模が明らかで壊されることなく残されているのは全国的にも貴重である。

また、**中世の寺院跡や経塚、城館跡が多数所在するのも特徴である。中世の寺院跡は中世墓が一体となって所在する例があり、霊山山頂遺跡（下柘植・県史跡）はじめ、比自山観音寺跡（長田）、楽音寺跡（坂之下）などがある。**また、室町時代の史料に登場する菩提寺跡（荒木）や安国寺跡（三田）などもある。

**市内の各所で見られる中世城館跡は、伊賀地域（本市・名張市）で 650 カ所以上あり、全国で最も濃密に分布する。**

こうした遺跡は、江戸時代の人びとにも認識されていて、御墓山古墳は 1763 年（宝暦 13）成立の『三国地志』に「御墓山」の名前で陵墓として記載され、荒木車塚（荒木）は「車塚山」として記されている。また、伊賀国分寺跡は、「長



御旅所古墳の横穴式石室墳



三田廃寺の瓦



者屋敷」という字名が示すように、寺院であることが人びとの記憶から消えたのちも、いにしえは長者が住まうほどの広大な屋敷として意識されていた。

1970年代後半から開発事業に伴い事前に発掘調査が実施されることになり、伊賀の遺跡、埋蔵文化財の姿が明らかになってきた。各所で発見される住居や建物の痕跡や出土遺物から、伊賀地域は東海地方の要素を含みながら、近畿地方の影響を強く受けていることがより鮮明になった。また、城之越遺跡(比土)のように水を巡る祭祀の研究の端緒となった遺跡の発見や、下郡遺跡(下郡)のように貴重な木簡(市有文)の出土例もあった。市内各所の里山や集落の身近なところには、古墳や城館跡があり、地中には新たな歴史の発見が埋もれている可能性がある。

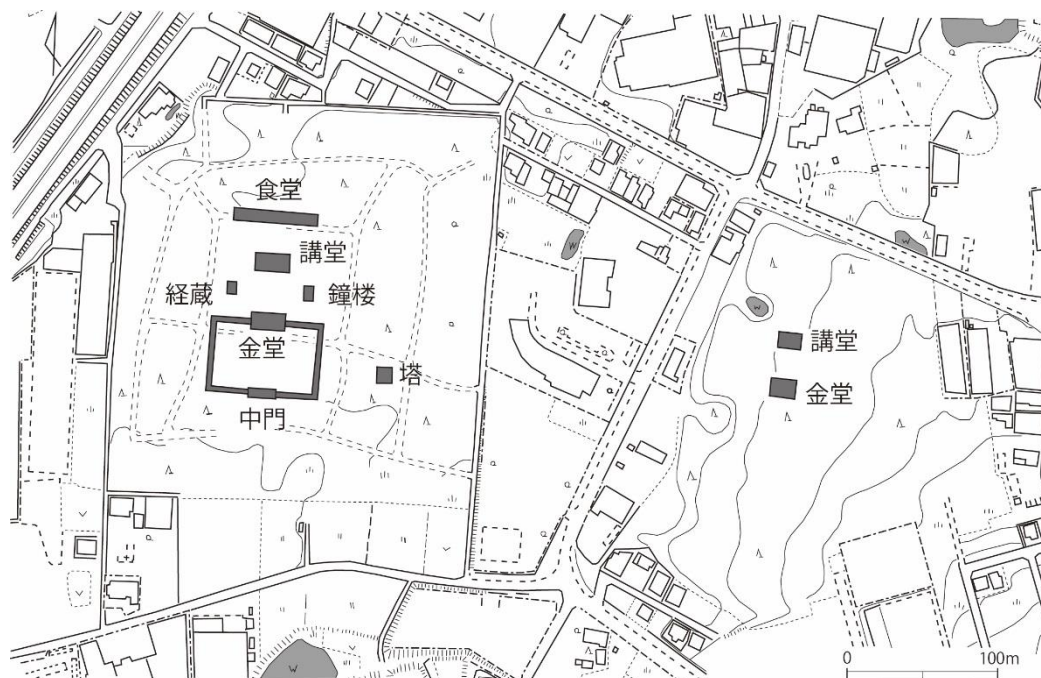


図 31 伊賀国分寺跡・長楽山廃寺跡

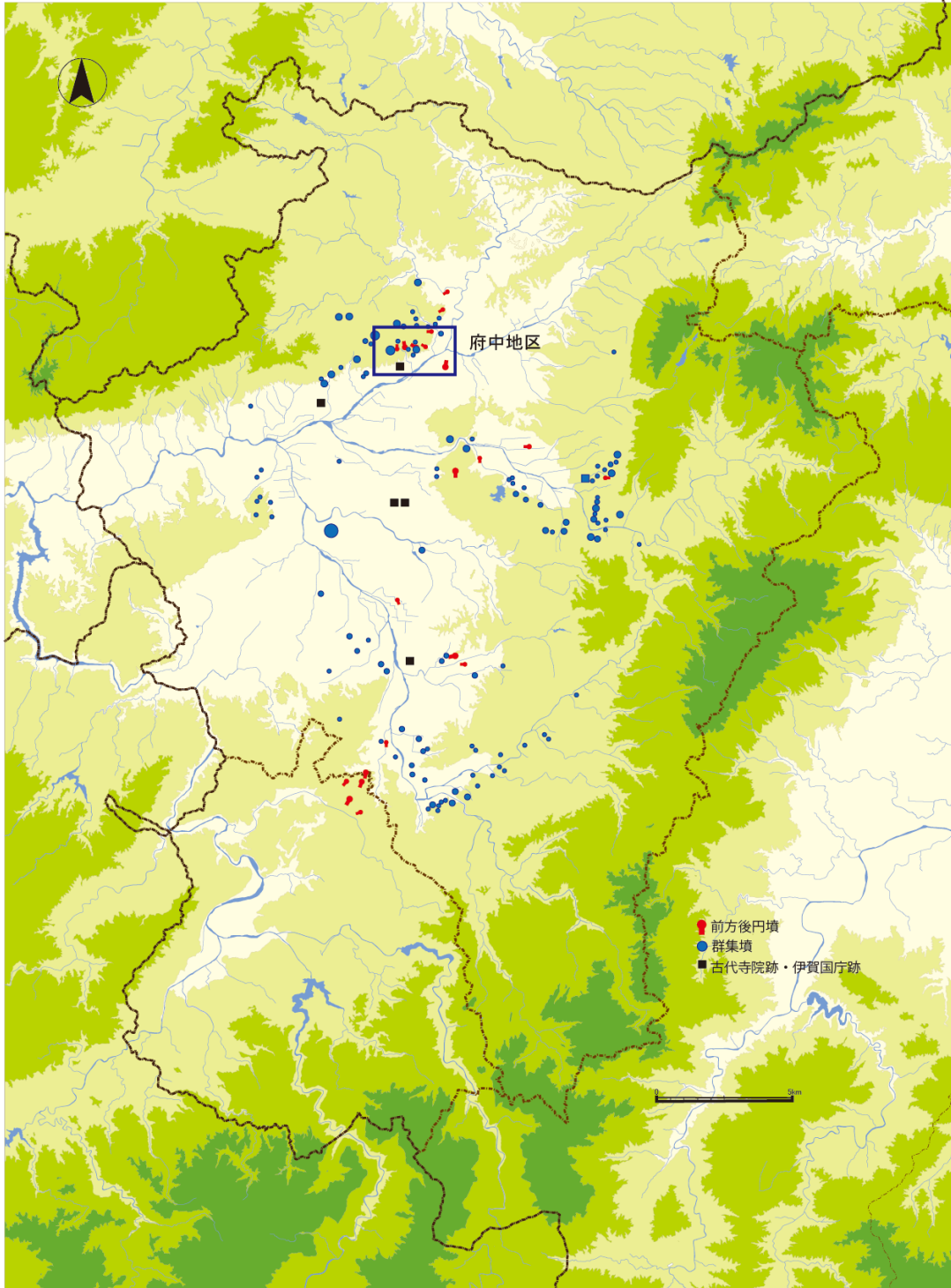


図 32 古墳と古墳群の分布と飛鳥・奈良時代の主な遺跡

### 【いにしへの伊賀の中心、府中地区】

県下有数の遺跡の密度の高さを誇る本市のなかでも、市北東部に位置する府中地区は、遺跡が濃密に分布する地区である。三重県最大の前方後円墳である御墓山古墳（全長 188m）や外山 1 号墳（全長 62m）、鷺棚 1 号墳（全長 59m）など 4 基の前方後円墳があるほか、巨石を用いた横穴式石室のある勘定塚、銅製四獣鏡や銅釧、勾玉、武具など豊富な副葬品が出土した東条 1 号墳など、首長墓を含む古墳が数多く所在する。また、奈良時代後半には、「府中」の地名の由来である伊賀国庁跡が設置され、平安時代後期まで伊賀国の政治的中心地として機能した。また、南北朝時代に守護仁木氏が拠点とし、城跡の遺構が残る楽音寺跡があるほか、戦国時代の中世城館も多数分布する。府中地区では古墳から古代、中世にいたる移り変わりを知ることができる。



図 33 伊賀国庁跡と古墳



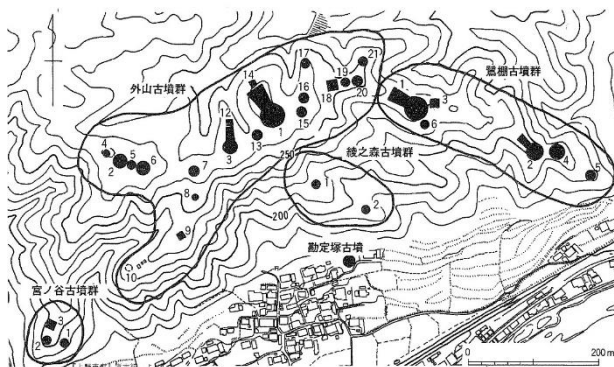


図 34 外山・鷺棚古墳群分布図

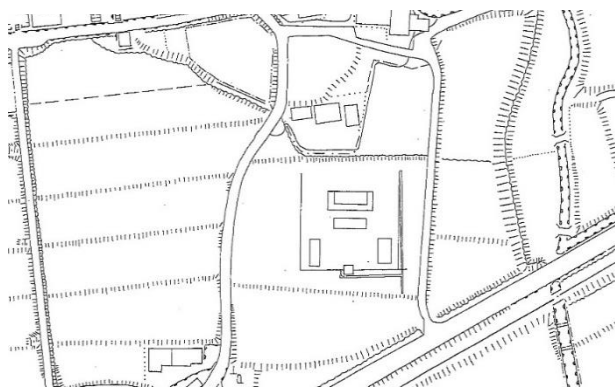


図 35 伊賀国庁跡

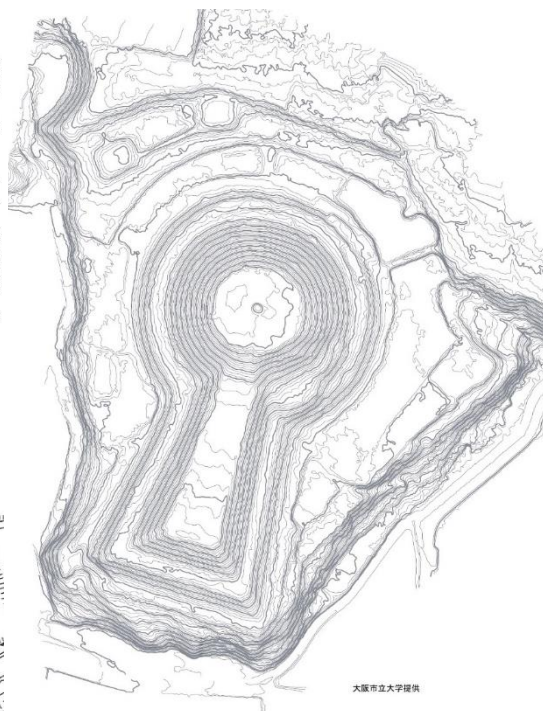


図 36 御墓山古墳測量図

#### 4-3 東西を結ぶ道と伊賀八宿

紀伊半島のほぼ中央、近畿圏と東海圏の境界に位置する本市は、古来より日本列島の西と東をつなぐ重要な役割を果たしてきた。

『日本書紀』に登場する倭姫命は、大和国から鎮座の地を求めて伊勢神宮へ向かう折、伊賀国の穴穂宮（現神戸神社）に遷座したと伝えられる。また、常陸国の武甕槌神は春日大社へ遷座し春日神を称する際に伊賀国に立ち寄ったとされ、その地が阿保の大村神社であり、川東の春日神社であった。神々が行き来する神話に象徴されるように、西と東の人やモノが往来するのが伊賀であった。発掘された遺跡から

は、例えば古墳時代の煮炊きにする甕形の土器は、東海地方で見られる「台付甕」と近畿地方で見られる庄内式や布留式の甕の両方が出土する。また、正月に食する餅の形は、鈴鹿山脈・布引山地を境に、西側は丸餅、東側は角餅となっており、本市では基本的には丸餅であるが、一部角餅が混在する。

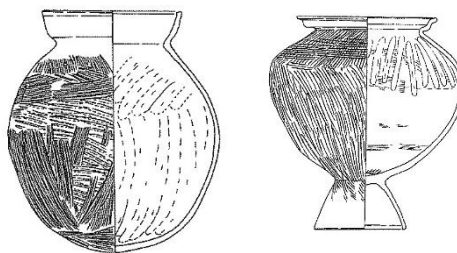


図 37 近畿地方で出土する「布留甕」(左)と東海地方で出土する「台付甕」(右)

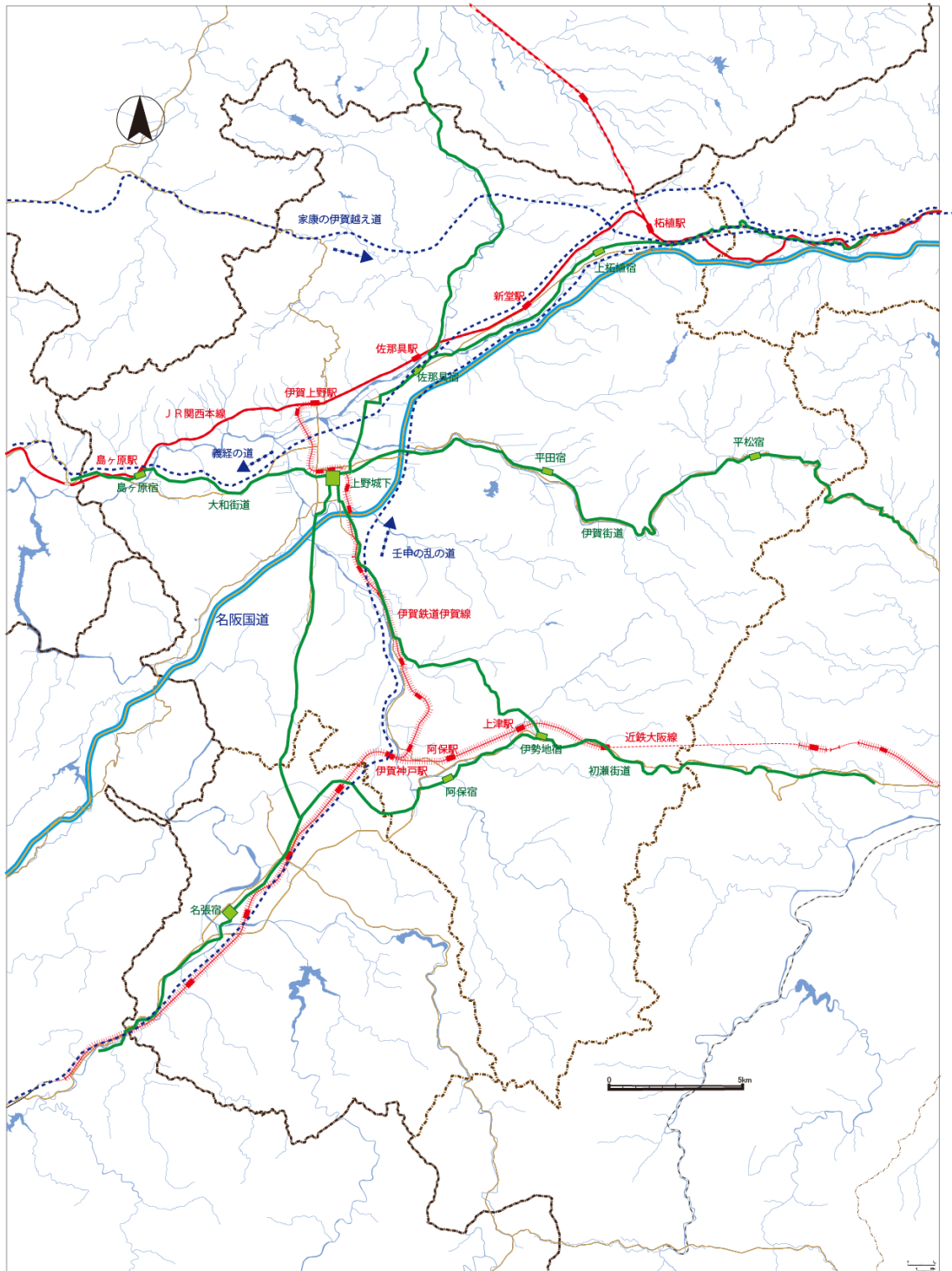


図 38 東西を結ぶ道 関係図(近世の街道 鉄道路線 名阪国道)



大村神社宝殿



神戸神社本殿

西と東の文化が交錯する本市は、古来より英雄が行き交う地でもあった。672年（天武天皇元）6月に勃発した古代史最大の内乱、壬申の乱では、吉野を発った大海人皇子が大和国南部から初瀬（奈良県桜井市）を経て名張に至り、木津川沿いに北上して柘植から伊勢国へ抜けた。また、平安時代末期、源頼朝の命を受けて東国より攻め上った源義経は、1184年（寿永3）1月、伊賀・伊勢国境の加太峠を越えて、柘植から新居、長田を経て南山城から進軍して、京都の木曾義仲を討ち取った。さらに、織田信長が討たれた1582年（天正10）の本能寺の変後、徳川家康が堺から本国三河国への逃避行のため使ったのが、宇治田原から多羅尾、伊賀国北部を通過して柘植から加太へ至る伊賀越えであった。

近世になると交通路の整備とともに中継地点である宿場が整備された。近世伊賀国の街道は、大和国から伊賀国北部を横断する大和街道と、南部を横断する初瀬街道があり、加えて上野城下町東端で大和街道から分岐して津城下へ至る伊賀街道があった。大和街道には島ヶ原・上野・佐那具・上柘植宿、伊賀街道は平田・平松宿、初瀬街道は名張・阿保宿あり、のちに伊勢地宿が加えられた。宿場町は、宿泊施設であった本陣や、物資の中継施設であった問屋、高札場などが設けられており、旅籠もあった。藤堂藩では、本陣や問屋だけでなく、藩の公用の施設「御茶屋」も建てられ、維持管理経費が藩から補填されていた。宿場は周辺の「村」とは異なり「町」として位置づけられていて、上柘植宿のように今でも「上町」「下町」の呼称が残されていたり、佐那具宿や平田宿のように、かつてはそのように呼ばれているところがある。また、宿場町を貫く街道は、町の真ん中や町はずれで大きく屈曲していて、街道の両脇に間口が狭く奥行の長い、いわゆる「うなぎの寝床」と称される短冊形の地割であるのも宿場町の特徴で、街並みの各所に今もその名残がある。

明治以降の各宿場は、近代の村役場が置かれ商店が軒を連ねるなど、人びとが行き交う各地



島ヶ原宿本陣・御茶屋



域の行政・経済の中心地として機能し、街道の基本的経路は、現在も国道163号・25号（大和街道）、国道163号（伊賀街道）、165号（初瀬街道）として受け継がれている。国道沿線には往時の街道の面影を見ることができる。

明治以降、急速に発達したのが鉄道であった。滋賀県草津市と四日市市を結ぶ関西（かんせい）鉄道の路線のうち、三雲（滋賀県湖南市）と柘植間が開通したのは、1890年（明治23）のことであった。三重県初の鉄道駅となる柘植駅が開設されたのち、1897年（明治30）に柘植―加茂間が開通し、

**伊賀地域が他地域と鉄道でつながった。**伊賀地域南部では、1930年（昭和5）に参宮急行電鉄により榛原―阿保間が開通した。**明治から昭和初期に建設された路線は、JR関西本線、近鉄大阪線として、今も大阪と名古屋を結ぶ主要な公共交通となっている。**

戦後、モータリゼーションの到来とともに整備されたのが道路であった。1960年代から道路を舗装する整備事業が本格化した。とりわけ伊賀地域に画期をもたらしたのが1965年（昭和40）に開通した自動車専用道路、名阪国道であった。1963年（昭和38）12月に工事に着手し、991日で完成した名阪国道は「千日道路」と呼ばれ、東海圏と近畿圏の物流の大動脈として機能している。

**大和街道** 島ヶ原宿では、街道に面した本陣・御茶屋の建物（島ヶ原宿本陣・御茶屋）が残されているほか、本陣の岩佐家には、当時の古文書が伝えられている（市指定 古文書）。また、京都府との境界には、かつてここが伊賀国と山城国との国境であったことを示す二本杭が建てられている。佐那具宿では城下町で見たような「虫籠窓」や「ナマコ壁」が見られ、宿場の中ほどに近代に建てられた府中村道路元標が残る。伊勢国との境界に近い上柘植宿も街道沿いの町並みに当時の面影を残すほか、宿場のほぼ中央に東柘植村道路元標が残る。



料理旅館梅家

**伊賀街道** 平田宿では、明治期に建てられた旅館梅家をはじめ往時の風情を残す建物がいくつか残されているほか、平田地区の東町・中町・西町にそれぞれの楼車蔵があるのが他の宿場町と異なる風景である。また、平松宿は服部川の上流域に位置し、街道沿いに家並みが残る景観が往時を偲ばせている（料理旅館梅家・国登録）。

**初瀬街道** 阿保宿の西はずれには、1860年（安政7）に宿場の篤志者たちにより建立

された全高5m近い常夜灯があり、東端の阿保橋には近代に建てられた阿保町元標が残る。かつての旅籠「たわら屋」の参宮講看板(参宮講看板・県指定)は、西国からの参宮客でにぎわった阿保宿の様子を伝えている。阿保の町では、毎年3月に初瀬街道まつりが開催され、かつての宿場のありようを今に伝える取り組みが行われている。伊勢路宿では、街道が折れ曲がる宿場の中心に1828年(文政11)に建てられた太神宮常夜灯がある。宿場のほぼ中央に位置するかつての旅籠「大和屋」の建物は当時の面影をよく残していて、近接する「紅葉屋」とともに参宮講看板(いずれも市指定・有形民俗)が残されている。



たわらや参宮講看板

#### 4-4 上野城下町から近代都市上野へ

藤堂藩の伊賀国領と城和領(山城国と大和国の藤堂藩領)の中心であった上野城下町は、藩政下の城下町から近代行政都市へと発展した。

明治期から昭和初期の上野城下町区域には、阿山郡役所(1879年)や上野警察署(1889年)、上野税務署(1896年)などの行政機関、三重県第三中学校(1900年)、阿山郡立高等女学校(1918年)の中等教育機関が置かれ、第八十三上野銀行(1897年)、伊賀商業銀行



図 39 伊賀市中心市街地における文化財建造物等

表 28 伊賀市中心市街地における文化財等建造物一覧（近現代）

No	指定種別	名 称	所在地
1	国 重要文化財（建造物）	俳聖殿	上野丸之内
2	市 有形文化財（建造物）	伊賀文化産業城	上野丸之内
3	県 有形文化財（建造物）	旧三重県第三中学校校舎	上野丸之内
4	市 有形文化財（建造物）	旧上野市庁舎	上野丸之内
5	国 登録有形文化財（建造物）	北泉家住宅主屋（旧上野警察署庁舎）	上野丸之内
6	国 登録有形文化財（建造物）	伊賀鉄道上野市駅舎他	上野丸之内他
7	国 登録有形文化財（建造物）	上野文化センター	上野中町
8	国 登録有形文化財（建造物）	栄楽館南棟・東棟・土蔵・門及び塀	上野相生町
9	国 登録有形文化財（建造物）	旅館薫楽荘本館・蔵・門及び塀	上野桑町
10	国 登録有形文化財（建造物）	いとう旅館本館	上野桑町
11	国 登録有形文化財（建造物）	一乃湯本館・門	上野西日南町
12	国 登録有形文化財（建造物）	旧料理旅館九重本館・別館・門及び塀	上野西日南町
13	県 有形文化財（建造物）	旧小田小学校本館	小田町
14	その他	上野西小学校体育館	上野丸之内
15	その他	上野公園レストハウス	上野丸之内

（1896年）、伊賀貯蓄銀行（同）なども設立された。そのほか、各種商工業の組合や旭座、菅原座といった劇場も開かれた。鉄道の整備も進み、1897年（明治30）に開業した伊賀上野駅と上野町駅（現上野市駅）を結ぶ伊賀軌道（後、伊賀鉄道）が1916年（大正5）に開通した。また、昭和初期には上野城跡の公園整備が進められた。1928年（昭和3）の万歳館や愛閑亭を皮切りに、地元代議士川崎克により伊賀文化産業城（1935年）や俳聖殿（1942年）が相次いで建設された。

近代化とともに展開した産業に伊賀組紐や伊賀酒、伊賀米がある。伊賀組紐は、江戸に残っていた組紐の技術を1902年（明治35）に廣澤徳三郎が習得して伊賀に持ち帰り、開業したのが始まりである。戦前・戦後を通じて上野城下町区域を中心に本市を代表する手工業生産品となり、1976年（昭和51年）に伝統的工芸品に指定された。また、古琵琶湖層の粘土と清水の恵まれた環境で生育する伊賀米は、明治以降の取り組みにより、有数の良質



伊賀組紐



伊賀酒



米となり、現在も全国食味ランキングで特Aとたびたび受賞し「伊賀米」ブランドとして広く知られている。さらに、清水と盆地特有の気候は醸造業にも適しており、明治以降に伊賀酒の生産本格的に展開し、現在でも全国展開する銘柄を生み出している。

1941年（昭和16）、上野町を中心に1町6村が合併し上野市が成立した。1955年前後の昭和の大合併以降も伊賀地域の中心都市として機能し、1950年代から60年代にかけて、上野市役所、三重県上野分庁舎、西小学校、上野公園レストハウスなどの公共施設群が坂倉準三による設計により建設された。

上野城下町区域には、近世だけでなく、近現代の建造物も数多く残されている。

まず、明治期を象徴する擬洋風建築として、旧小田小学校本館（小田町・県指定）があるほか、北泉家住宅主屋（旧上野警察署庁舎）（上野丸之内・国登録）、旧三重県第三中学校校舎（現上野高等学校）（上野丸之内・県指定）がある。また、都市化の進展とともに敷設された伊賀鉄道上野市駅（上野丸之内・国登録）や、当初倉庫として建設され、のちに教養・趣味の交流施設として利用された上野文化センター（上野中町・国登録）がある。さらに、明治の風情を残す栄楽館（上野相生町・国登録）や旅館薫楽荘（上野桑町・国登録）、大正ロマンを感じさせる一乃湯本館（上野西日南町・国登録）などが残る。上野城下町区域を歩くと、レトロな風景が各所に残っているのである。

なお、2017年（平成29）にユネスコ世界遺産の諮問機関、国際記念物遺跡会議（イコモス）の国内委員会により、戦後高度経済成長期に建設された坂倉準三の設計による旧上野市庁舎などが「伊賀上野城下町の文化的景観」として「日本の20世紀遺産20選」に選ばれた。

近代の風景は、上野城下町区域だけでなく、市内の随所で見ることができる。近代化の過程で大きな変革を余儀なくされたのが、産業や輸送を巡るシステムであった。巖倉水力発電所（西山）、馬野川水力発電所（奥馬野）の遺構からは、近代産業を支えるためのエネルギーの確保に腐心した様子を見ることができる。また、関西鉄道（現JR関西本線）の駅舎やトンネル、伊賀鉄道の橋脚や跨線橋などは、近代化した地域の姿を今に伝えている。

なお、市内の文化財は、近世から現代へと重層的に見られるのが特徴であるが、その理由は、大規模な空襲被害を受けなかったことにある。しかし、戦争の惨禍に見舞われなかったわけではなく、アジア・太平洋戦争により約2,700名の市内出身者が戦没した。明治維新後の戦没者を慰霊する慰霊碑・忠魂碑は、市内の各地に建立され、今も戦争の悲しさを伝えている。



巖倉水力発電所の水路跡

## 第4章 文化財の保存・活用に関する現状と課題

### 1 文化財の保存・活用の現状

本章では文化財の保存・活用に関する現状と課題を「調査」、「保存管理」、「普及・啓発」、「活用」の4つの切り口から整理する。

#### 1-1 文化財の調査

本市における文化財調査の現状について、有形文化財、民俗文化財、記念物は自治体史編さんや分野別の集成・調査が行われる過程で把握調査が行われてきた（把握調査の詳細は、2章5文化財保護制度の歴史と既存の文化財調査の概要に記載）。

把握された文化財は、文化財指定や保存修理に伴い、文化財保護審議会委員等の専門家等とともに文化財課担当職員が、詳細調査を実施している。さらに、古文書等の歴史資料は、市史編さん事業で収集した資料及びその後寄贈された資料等の調査を継続している。

周知の埋蔵文化財包蔵地について開発行為が行われる際は、事業者から開発予定地の埋蔵文化財の有無の照会を受けて、文化財課において遺跡地図と照合し、包蔵地である場合は調査を実施している。開発行為の規模や内容に応じて試掘調査や立会調査を実施し、埋蔵文化財の保護が図ることができない場合は発掘調査を実施し記録保存を行っている。また、遺跡を新発見した際には遺跡登録の手続きを行っている。

特別天然記念物であるオオサンショウウオについては、川上ダム建設や流域の河川改修等に伴う工事に際し、保護管理指針に基づいて事前協議や現状変更申請手続きを通じて、個体の確認や生息環境の変化を最小限に留めるように努めるとともに、生息や環境のモニタリングを行っている。

#### 1-2 保存管理

##### ①文化財指定・登録など

本市では、文化財保護審議会において文化財の価値や保護の必要性などを勘案して文化財指定候補を検討し、調査のうえ文化財として指定している。例年1件から数件の文化財を指定し、現在、指定等文化財件数は県内最多となっている。また、国の登録有形文化財については、調査のうえ国への登録申請手続きを行っている。

また、伊賀市歴史的風致維持向上計画に基づき、必要に応じて歴史的風致形成建造物の指定を行っている。

##### ②資料の保存

埋蔵文化財調査の出土品は、専用の収納箱に入れて保管し、調査記録類は文化財課所管の施設で保管している。古文書等の調査では、写真撮影と目録作成を行ったうえ、記録保管している。資料寄贈の申し出があった場合は、目録を作成した後、文書整理箱に収納し保管している。

##### ③文化財の保存や管理、活用に関する計画の策定

指定等文化財の適切な保存管理及び活用等を図るため、個別の文化財について、保存管理計画等を策定し、それに基づき取り組みを進めている。

史跡上野城跡については、1995年度（平成7）に『史跡上野城跡保存管理計画』を策定して史跡地全体のゾーニングを行い、2002年（平成14）に『上野城跡保存整備（前期）実施計画』を策定し、史跡地内の城代屋敷跡の整備を進めてきた。また、名勝及び史跡城之越遺跡については、1998年（平成10）に『城之越遺跡保存整備報告書（史跡等活用特別事業（ふるさと歴史の広場事業））』を策定した。さらに、史跡伊賀国庁跡については、2012年（平成24）に『史跡伊賀国庁跡保存管理計画書』、2015年（平成27）に『史跡伊賀国庁跡保存整備活用基本計画』を策定し、保存整備事業を進めている。なお、坂倉準三設計による近代モダニズム建築、旧上野市庁舎については、中心市街地のにぎわい創出の施設として活用するため、2019年度（令和元）に『市指定有形文化財建造物旧上野市庁舎保存活用計画』を作成して活用にかかる改修の指針としている。

#### ④史跡や文化財の保存整備・修理事業、環境整備事業の実施

指定等文化財の破損や経年劣化への対応、公開・展示するため、保存整備・修理事業を進めてきた。平成以後の主な国・県指定文化財の保存修理・整備の補助事業を以下に列挙した。また、市指定有形文化財についても有形文化財や民俗文化財の修理等にかかり、補助金を交付している。

表 29 文化財の保存整備・修理事業一覧

名 称		年 度
<b>史跡の保存整備事業</b>		
国史跡	旧崇広堂保存整備事業（Ⅰ期・Ⅱ期）	平成2年～12年度
	旧崇広堂保存修理事業	平成18～28年度
	史跡上野城跡石垣修理事業	昭和55～平成元年
	上野城跡城代屋敷跡保存整備事業	平成14～28年度
	伊賀国庁跡保存整備事業	平成30年度～
国名勝及び史跡	城之越遺跡保存整備事業	平成5～9年度
県史跡及び名勝	蓑虫庵 復元修理事業・庭園整備事業	平成6年
	蓑虫庵 庭園整備事業	平成15年度
	蓑虫庵 保存修理事業	令和3～5年度
市史跡	芭蕉翁生家保存整備事業	平成30年～令和3年度
<b>保存修理事業</b>		
国重要文化財 (建造物)	高倉神社本殿他二棟保存修理事業	平成8～10年度
	大村神社宝殿保存修理事業	平成8年度・10年度
	猪田神社本殿保存修理事業	平成30・令和元年度
国重要無形 民俗文化財	「上野天神祭のダンジリ行事」民俗文化財伝承・活用等事業	平成15年度～
県史跡	真盛廟保存修理事業	平成21・22年度



県指定有形文化財（建造物）	旧小田小学校本館保存修理事業	平成2～6年度
	常住寺閻魔堂保存修理事業	平成5～7年度
	猪田神社本殿保存修理事業	平成8年～10年度
	入交家住宅保存整備事業	平成14～17年度
	春日神社拝殿保存修理事業	平成28～令和4年度
県指定有形文化財（美術工芸品）	木造二天立像（勝因寺）保存修理事業	平成19年度
県指定有形民俗文化財	春日神社雨乞願解大絵馬保存修理事業	平成16～20年
県指定無形民俗文化財	「敢国神社獅子舞」用具の保存修理事業	平成16年度
	「植木神社祇園祭」用具の保存修理事業	平成16年度
市指定有形文化財（建造物）	成瀬平馬家長屋門保存整備事業	平成24～令和2年度
	西町集議所主屋・附属屋修理事業	平成25年度
	西町集議所米蔵修理事業	令和元年度
	穴石神社石造宝篋印塔修理事業	令和元年度
市指定有形文化財（美術工芸品）	常福寺鳳凰彫刻修理事業	令和2年度
<b>美観向上事業</b>		
国登録有形文化財	赤井家住宅主屋・茶室ほか	平成25・26年度
	中森家住宅主屋・離れ美観向上事業	令和元年度
	長谷園主屋美観向上事業	令和2年度
	上野文化センター美観向上事業	令和3年度

※平成以降に実施した事業を記載

環境整備事業について、都市公園となっている史跡上野城跡は、防衛省自衛隊の協力を得て3年に1回高石垣の清掃を行っているほか、草刈りを適宜実施している。史跡伊賀国分寺跡及び史跡伊賀国庁跡についても、適宜草刈りを実施している。また、地域においては、史跡の草刈りや、檀家・氏子による寺社建築の清掃が行われているほか、学校や企業の協力を得て、県天然記念物ノハナショウブ群落の維持管理も行われている。

### 1-3 普及・啓発

#### ①文化財案内看板の設置

文化財の価値を周知するため、市内の指定文化財に説明看板の設置を順次進めている。また、日本遺産の構成文化財については、甲賀市と共通したデザインによる看板を設置して、文化財の啓発を行っている。

## ②パンフレットの発行

パンフレット等について、本市では発掘調査の実施に伴い、その概要をまとめた、『伊賀市埋蔵文化財ニュース』を随時発行しているほか、史跡伊賀国庁跡の保存整備事業についてお知らせする『こくっちょ～伊賀国庁物語』、市内の文化財建造物を紹介した『伊賀の文化財建造物マップ』などを発行している。また、住民自治協議会や各地区の有志により、それぞれの地区の歴史をまとめた冊子やマップなどが作成されている。



住民自治協議会が発行した冊子やパンフレット

## ③デジタル技術の活用

近年のデジタル技術やインターネットの活用について、本市では市や（一社）伊賀上野観光協会などが所蔵する資料をデジタル化し、インターネット上で公開して歴史学習や観光案内に役立てるため、2021年（令和3）に「デジタルミュージアム秘蔵の国伊賀」を公開した。藤堂藩政に関する近世資料のほか、本市の指定等文化財全件のデータを閲覧できるようになっている。

また、上野城下町区域の江戸時代の絵図と現在の地図を重ね合わせて見ることができるアプリを開発し、観光客がまち歩きを楽しむことができる取り組みも進めている。これらは、資料の公開や文化財の活用の新たな取り組みといえる。

## ④学校教育との連携

本市の歴史と文化を学校教育の場を通じて継承する取り組みが進められている。市では、2006年度（平成18）に発行した『わたしたちの伊賀市』で市の歴史や文化財を紹介しているほか、伊賀の歴史文化の特徴やすばらしさを伝えられるよう、2019年度（令和元）に小中学生用の副読本『伊賀のこと』を作成した。なお、教職員向けに『伊賀のこと』の活用方法を学ぶ講座も毎年開催している。



副読本『伊賀のこと』

## 1-4 活用

### ①講演会・展示等の実施

文化財の講演会や展示は、市で実施しているほか、各住民自治協議会でそれぞれの取り組みが行われている。例えば、府中地区住民自治協議会では、史跡伊賀国庁跡の保存整備事業にあわせ文化財ツアーを実施しているほか、上野西部地区住民自治協議会では、上野天神祭のだんじりのお囃子体験、高尾地区住民自治協議会による、県天然記念物の甕穴を地域振興策の一環として活用した甕穴祭の開催などがある。

所有者による文化財の活用も行われている。常福寺では、御開帳など仏教行事を通じて子どもたちとの交流を深めているほか、関係する寺院と朱印帳を作成して仏像彫刻の周知に努めている。徳永寺では、徳川家康の伊賀越えにちなむ講演会を催す取り組みが行われている。

なお、大山田郷土資料館では、地元住民で構成されるボランティア団体「大山田郷土の広場」により開閉館業務を担うとともに、企画展の開催やオオサンショウウオの観察会への協力、歴史文化に関わるイベントを開催している。

## ②文化財施設等の活用 (公財) 伊賀市文化都市協会

国史跡旧崇広堂、県指定有形文化財旧小田小学校本館・入交家住宅、国名勝及び史跡城之越遺跡、国登録有形文化財赤井家住宅を指定管理する伊賀市文化都市協会(ふんと)は、「文化財施設を活用して伊賀を芸術・文化のまちに」をコンセプトに、文化財の魅力を活用して華道や陶芸、ガラス、現代工芸の展覧会、芸術作品の展示など、さまざまな事業を展開している。これらの事業は、地元作家や全国の芸術作家と連携して文化芸術発信の場ともなっており、地域の芸術振興に大きな役割を果たしている。なお、武家屋敷の入交家住宅では、庭のボタン園の認知度が高まり季節の見どころとして彩りとなっている。

また、旧小田小学校本館では教育資料の展示を行っている。

## ③芭蕉翁関連遺蹟と顕彰活動 (公財) 芭蕉翁顕彰会

俳聖松尾芭蕉の生誕地である本市では、芭蕉翁に関わる遺蹟も数多くあり、蓑虫庵、芭蕉翁生家は観覧施設として整備されていて、観光スポットとなっている。毎年10月12日には上野公園内にある俳聖殿を会場として「芭蕉祭」が開催され、11月12日には、柘植町の万寿寺を会場として「しぐれ忌」が執り行われている。いずれの催事でも俳句大会や関連史跡を巡るツアーが開催されている。また、俳句の魅力を広め、俳諧を極めた芭蕉翁を顕彰するため句会や俳句教室を開催している。

## ④日本遺産「忍びの里 伊賀・甲賀 ～リアル忍者を求めて～」の事業

2017年度(平成29)から、本市と甲賀市の行政及び観光協会等により伊賀甲賀忍者協議会を立ち上げ、忍者のふるさとである伊賀・甲賀の文化財を通じて地域の魅力発信を行う事業を実施している。構成文化財に看板設置を継続して実施しているほか、ガイドツアー養成や多言語パンフレット、サイクリングマップの作成を進めている。また、東京上野公園等において啓発イベントを実施している。



上野天神祭お囃子体験の様子



府中地区文化祭における市内遺跡出土品の展示





旧崇広堂における「ぶんと」の取り組み



NIPPONIA HOTEL 伊賀上野城下町

### ⑤文化財建造物、古民家活用の取り組み

市では、2021年度（令和3）に策定した『第2次伊賀市空き家対策計画』に古民家等再生活用事業の推進を重点目標の一つとして掲げ、歴史的建造物の活用に取り組んでいる。これまでに、上野相生町の国登録有形文化財栄楽館と上野農人町・上野幸坂町の古民家2棟が「NIPPONIA HOTEL 伊賀上野城下町」として2020年度（令和2）に開業し、今後さらなる事業拡大が計画されている。

また、民間事業者等による古民家再生利用の取り組みも見られる。大和街道沿いの上野農人町の古民家が、地元企業により町家再生による複合施設として2007年（平成19）に開業し、「イタリアンレストラン チッタ」と多目的スペースとして利用されている。また、市・上野商工会議所・市民等により組織された「株式会社まちづくり伊賀上野」により本町筋に面した上野西町の古民家が、2019年（令和元）に土産物販売や観光案内機能を備えた複合施設「西まちや かかん」として再生された。

## 2 文化財の保存・活用の課題

文化財の保存・活用にかかる課題を把握するため、市民や住民自治協議会、所有者に対しアンケート調査を実施し（詳細は、「4 アンケート調査の概要」に記載）、それを踏まえて課題を整理した。

### 2-1 文化財の調査

これまでに建造物や美術工芸、民俗文化財の把握調査が実施されてきたが、文化財の各類型各分野の網羅的な把握調査を終えている状況となっていない。例えば、有形文化財では把握調査が十分でない旧上野市以外の建造物や彫刻・工芸の調査が必要である。また、現状で把握されている文化財についても、本市の歴史文化の価値を明らかにして後世に継承するためには、専門的な調査の継続と体制の拡充が必要である。また、文化財を活用するためには、これら調査・収集した文化財の基本情報の整理が必要である。

中世城館や石塔・石仏など、特定の種別の文化財の把握調査は、個人や有志で構成される団体によって支えられてきたが、各種団体の構成員の減少や高齢化により、調査の継続が困難な状況になっている。

また、社会環境の変化により、高齢者のみの世帯や空き家となった住宅が急速に増加している。市に対して古文書等の寄付申込みもあるが、それまで個人で継承されていた古文書や書画などの文化財が急速に失われつつある。

特別天然記念物であるオオサンショウウオについては、市内の河川流域では未確認であるが、隣接する名張市内の流域には、チュウゴクオオサンショウウオとのハイブリッド種が確認されていて、この種の生息が拡大することが危惧される。固有種を保全し将来に引き継ぐための大きな課題となっている。

- ⇒ 文化財の把握調査や詳細調査の実施と、調査・収集の体制の拡充が必要。
- ⇒ 文化財を調査する個人や団体構成員の減少・高齢化により、その維持が困難。
- ⇒ 個人で継承されている古文書等の資料が散逸する恐れがある。
- ⇒ 天然記念物は、自然環境の変化による変異や滅失の恐れがあるものがある。

## 2-2 保存管理

本市は、県内最多の指定等文化財を有するが、未だ指定されていない文化財も多く、全てを対象に適切な価値判断を行い指定・登録するに至っていないのが現状である。今後も調査を重ねることにより文化財の価値を明らかにし、適切に文化財指定・登録する必要がある。

調査・収集した資料や記録の保管施設について、埋蔵文化財調査による出土品は市内各所の施設で保管しているが、小規模施設が分散して所在していること、施設が老朽化していることが**問題として挙げた**。保管資料の集約化と保管施設の更新が必要である。古文書等の資料については、学校施設を転用して一括保管しているが、先述したとおり資料の寄付申込みが急激に増えていることから、収蔵容量に影響を及ぼすことが危惧される。保存年限を経過した公文書の選別や、歴史的公文書の適切な保管が必要である。なお、調査記録や資料は、整理作業の迅速化や省スペース化、将来的な活用を見据え、可能なものについてはデータ化・デジタル化する必要がある。民俗資料についても、資料が未整理の状態分散して所在しており、集約化と整理が必要である。

また、文化財を適切に保存管理し将来に継承するとともに、魅力ある地域づくりの資産として活用するためには、史跡の整備や個別文化財の保存活用計画（指針）の策定が必要となる。経年により更新が必要な史跡上野城跡や名勝及び史跡城之越遺跡等の保存活用計画の策定が必要である。

指定等文化財の価値を保ち後世へ継承するためには、経年劣化や破損した文化財を適切に保存修理する必要がある。特に風雨に晒される建造物は、腐食や破損、色落などにより一定期間が経過すれば保存修理が必要な文化財である。個別建造物の状況に応じて、適切な時期を考慮しながら保存修理する必要がある。また、建物内にあっても、破損や剥離、虫損の恐れがある絵画や古文書類、木造彫刻についても傷みの状況を観察しながら適宜保存修理することが必要である。天然記念物は自然環境の変化に大きく左右されるので、定期的な観察や生息・生育状況の変化に対応した措置を講じ

ることが必要である。

また、適切な保存管理を進めるためには、市の文化財保護に従事する人材の継続的な育成が必要である。

指定文化財の所有者アンケートからは、所有者の多くが高齢化と、維持のための経費や人員の不足を課題と感じている。また、地域においては高齢化や人口減少により、これまで地域の宝物として文化財を支えてきた社会が変貌している。そのため、①祭礼・行事に代表される民俗文化財の継承者の不足、②管理者が不在となる寺院・神社の増加による盗難や毀損の発見の遅れ、③文化財の修理や維持にかかる費用や人手の不足、④地域で共有されていた歴史や文化財に関する情報の途絶などが大きな課題となっている。

- ⇒ 文化財の価値を明らかにし、適切に文化財指定・登録することが必要。
- ⇒ 資料の整理と適切な保存・管理、保管施設の整備が必要。
- ⇒ 文化財の保存整備や個別文化財の保存活用計画の策定が必要。
- ⇒ 経年劣化・破損した文化財の適切な修理・保存と維持管理、人材育成が必要。
- ⇒ 文化財の継承するための人材や費用を確保することが必要。

### 2-3 普及・啓発

文化財を保存・活用するためには、その価値を認知してもらう、ということが必要である。本市では指定文化財について説明看板を設置しているが、いまだ十分とはいえないのが現状であり、経年劣化をして更新されていないものもある。設置している看板は文字による説明看板であるが、今後は情報機器の進化を鑑みQRコードを付すなど、さまざまな情報を提供できるような、時代に合わせた工夫が必要である。

本市で発行している歴史文化に関するパンフレットは、個別文化財の保存修理事業に伴うものが多い。時代別や分野別のパンフレットを作成するなど、本市の多様な文化財の魅力を伝えるための工夫が必要である。

また、アンケート調査の結果から、文化財に興味を持ってもらうためには、歴史や文化財をわかりやすく紹介するコンテンツの充実が指摘されており、SNSでの発信や動画発信を企画するなど、今日的な周知の方法を取り入れる必要がある。

さらに、歴史文化を継承するためには、若い人たちにその魅力を知ってもらう必要があり、教育と連携した取り組みが必要である。

- ⇒ 時代に合致した説明看板の設置のあり方の検討が必要。
- ⇒ 歴史文化の多様性を伝えるため分野別パンフレットの作成など工夫が必要。
- ⇒ SNSや動画など、今日的な情報発信の取り組みが必要。
- ⇒ 歴史文化の魅力を伝えるため、教育と連携した取り組みが必要。

### 2-4 活用

講演会や展示については保存整備・修理事業に合わせて実施したり、地域の要望に応じて随時実施しているのが現状であるが、市民アンケートによると、文化財に親しむ



機会の充実や広報の充実を求める意見が多くあることから、今後は講演会や展示等、文化財に親しむ機会の充実が必要である。あわせて、展示や講演会の情報発信の在り方について、新聞や広報紙だけでなくSNSなどの媒体を利用することにより、若い世代が歴史文化に関する情報に接しやすい環境を整えることも必要である。

本市では、埋蔵文化財調査で出土した考古資料や古文書等の歴史資料も多く保管している。しかし、それらを常設的に公開・展示する施設が整備されていない。文化財を保存活用し、将来に継承するためには、その価値を知るための展示・公開施設の整備とそれに伴う専門職員の配置が必要である。

また、本市では、古民家再生事業の取り組みとして歴史的建造物の活用を進めているが、文化財を後世へ継承するためには、指定等文化財もその価値を維持しながら多様な活用方法を検討する必要がある。

- ⇒ 講演会や展示会など文化財に親しむ機会を充実させることが必要。
- ⇒ 文化財の展示・公開施設の整備と専門職員の配置が必要。
- ⇒ 文化財等建造物の多様な活用方法の検討が必要。

### 3 文化財の防犯・防災について

文化財は長い年月を経て現在に至っているものが大半であるので、脆くて壊れやすいものである。これらは、例えば盗難やき損の対象となったり、火災や土砂災害、地震や豪雨による被災することが想定されるため、防犯・防災の対策が必要である。

#### 3-1 文化財の防犯・防災に関する現状

伊賀市は、内陸部に位置することから津波災害は想定し難いが、江戸時代に大規模な内陸地震が発生し、上野城の石垣や建物が多数倒壊した記録があることから、将来的に大規模地震が発生する恐れもある。また、伊賀盆地を流れる柘植・服部・木津の三河川は盆地西部で合流しているが、合流点付近を中心に水害に見舞われたこともあり、中山間地域が多くを占める市域で、土砂災害の危険性も高い。さらに、火災について、本市における令和3年中の火災発生件数は75件で、その約3割に当たる24件が建物火災となっている。盗難については、令和3年中に277件の窃盗が発生している。

文化財を守り、未来へと継承するために大きな課題となっているのが防犯・防災対策である。国では「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」が策定され、三重県では『三重県文化財保存活用大綱』において防災及び災害発生時の対応をまとめている。本市では、三重県が様式を定めた文化財リストの作成に取り組み、基



文化財防火デーでの訓練の様子  
(植木神社)

本的な文化財情報について県と情報共有し、災害時に連携できるよう備えている。

また、防災の取り組みとして大切な日頃の備えについては、消防署では1月26日の文化財防火デーに合わせ、毎年その前後の日曜日に、各分署単位で、地元住民の協力を得て防火訓練を実施し、地域住民への啓発に努めている。

なお、所有者と市が協力して重要文化財建造物の防災設備の整備や更新に取り組んでいる。また、防災設備が整備された重要文化財建造物の所有者等は、防災設備の保守点検・訓練の実施に努めている。

表 30 文化財の防災・防犯対策実施事業一覧

名 称	年 度
<b>重要文化財建造物防災設備整備事業</b>	
町井家住宅主屋及び書院 建造物防災施設事業	平成 25 年度
俳聖殿 建造物防災設備等事業	平成 27・28 年度
猪田神社本殿 防災・耐震対策重点強化（防災施設等）事業	令和元年・2 年度
高倉神社本殿他二棟 防災施設整備（建造物）（防災施設等）事業	令和 2・3 年度
観菩提寺本堂・楼門 防災施設整備（建造物）（防災施設等）事業	令和 4 年度
<b>重要文化財建造物防災設備保守点検事業</b>	
町井家住宅 主屋・書院 防災設備保守点検事業	平成 27 年度～
猪田神社本殿 防災設備保守点検事業	令和 4 年度～
大村神社宝殿 防災設備保守点検事業（小修理）	平成 30 年度
大村神社宝殿 防災設備保守点検事業	令和元年度
<b>重要文化財美術工芸品防災施設事業</b>	
大般若経種生（常楽寺）美術工芸品防災施設事業	平成 25 年度
木造阿弥陀如来坐像（東谷観音寺）美術工芸品防災施設事業	平成 27 年度
木造薬師如来坐像（森寺長隆寺）美術工芸品防災施設事業	平成 28 年度
木造観世音菩薩坐像・勢至観音菩薩坐像（界外西光寺）美術工芸品防災施設事業	平成 29 年度

※平成以降に実施した事業を記載

### 3-2 文化財の防犯・防災に関する課題

文化財を火災から守るために設置した機器の訓練や消防署・消防団による防火訓練が行われている。こうした訓練は、消火訓練のみならず文化財を災害から守る、という啓発にもつながる。今後も継続的に実施する必要がある。

文化財の所有者は高齢化していること、所有者が常在しないなど、盗難や災害発生の発見と即応できない状況がある。そこで、文化財が盗難に遭ったり、被災した時に速やかに対応することができるよう、文化財の所在や災害リスクを予め把握しておく必要がある。災害時に速やかに対応できるような確認・連絡・通報体制の整備が必要である。

## 4 アンケート調査の概要

伊賀市文化財保存活用地域計画を作成するにあたり、文化財に対する市民や地域、所有者に対し下記の要領でアンケートを実施した。

(※アンケート調査の詳細は、『伊賀市文化財保存活用地域計画策定アンケート調査結果報告書』を参照)

### 4-1 市民アンケート

#### 調査の方法

- ①調査対象地域：伊賀市全域
- ②調査対象者：伊賀市在住の18歳以上の方から2,500人を無作為抽出
- ③調査期間：2021年(令和3)9月28日～10月20日
- ④調査方法：調査票による本人記入方式、郵送配布・郵送回収

#### 配布・回収数

調査票によるアンケートは2,500通の配布に対し、900通の回答があった。なお、令和3年11月1日～11月30日にはWebアンケートを実施し、70件の回答があった。

#### 調査結果

**【回答者】** 50代、60代、70代以上を合わせて68.1%、居住地は人口割合に応じて上野地域(45%)が最も多く、次いで伊賀地域(25.4%)となっている。また、生まれてから伊賀市に住んでいる、市外転出したが、戻ってきた方を合せると65%となる。

**【伊賀市や文化財について】** 伊賀市に愛着や誇りを感じる市民が82.4%で、年代別では高齢者になるにつれて愛着が増してくる傾向にある。また、地域の文化財への興味・関心は、66%の市民が「ある」・「どちらかといえばある」と回答している。伊賀市への愛着や誇りと同じく、高齢者になるにしたがい興味・関心が高い傾向にある。

興味・関心がある文化財は、「歴史的建造物」(71.7%)、「神社、寺院」(58.7%)、「祭礼や伝統芸能」(58.7%)、「古墳、城跡などの史跡」(44.8%)の順となっている。

一方、興味・関心がない理由は、「実際の生活に直接関係がない」(57.2%)、「身近でない」(36.2%)、「難しい、わかりにくい」(25.5%)

図40 地域の文化財に興味・関心がありますか

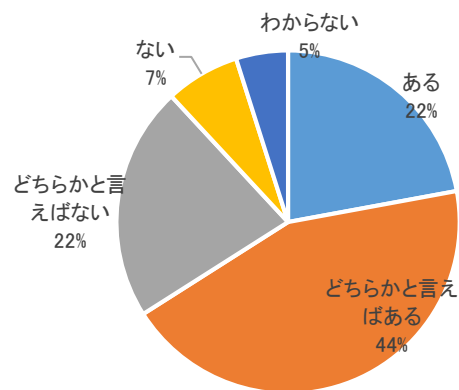
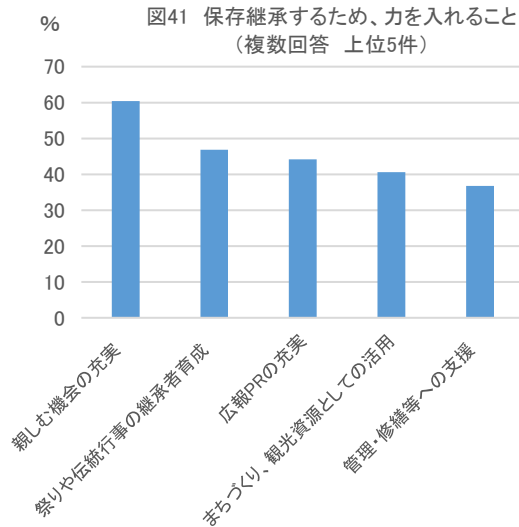


図41 保存継承するため、力を入れること(複数回答 上位5件)





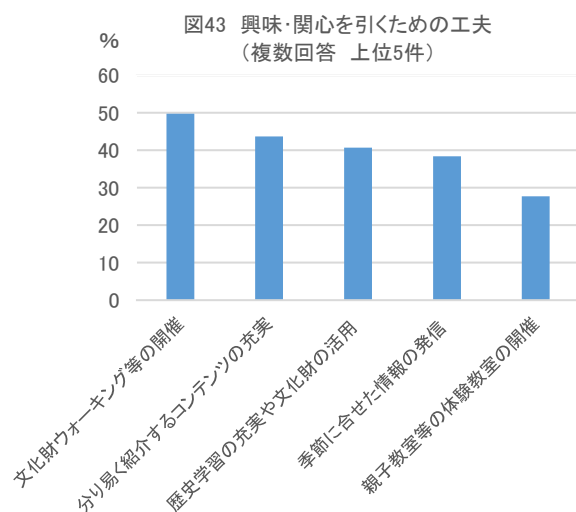
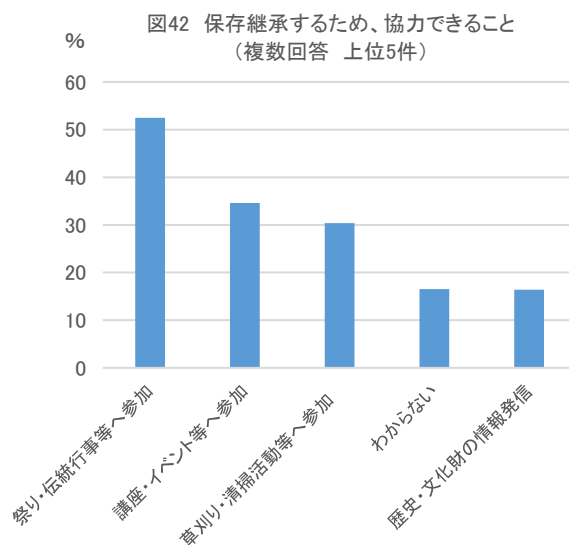
となっており、身近で分かり易いものであれば、興味・関心が進む可能性がある。

【文化財を守り、伝えることについて】 文化財を保存・継承するために力を入れることは、「文化財に親しむ機会の充実」(60.4%)、「地域の祭りや伝統行事の継承者育成」(46.8%)、「文化財に関する広報PRの充実」(44.2%)となっている。なかでも興味・関心のない人は、「文化財に関する広報PRの充実」の割合が高い。また、文化財を保存・継承していくために、協力できること考えられることは、「地域の祭りや伝統行事などへの参加」(52.5%)、「学習機会(講座・イベント等)への参加」(34.6%)、「草刈りや清掃活動等への参加」(30.4%)となっている。

【文化財を活用することについて】 文化財に対する興味関心を持ってもらうための工夫として、「文化財を巡るウォーキングやツアーの開催」(49.8%)、「地域の歴史や文化財をわかりやすく紹介するコンテンツの充実」(43.7%)、「学校教育での歴史学習の充実や文化財の活用」(40.7%)となっている。年代別にみると、「10・20歳代」では「季節などにあわせた情報の発信」(50.7%)が、「60歳代」では「地域の歴史や文化財をわかりやすく紹介するコンテンツの充実」(47.8%)が、それぞれ最も高くなっている。また、文化財に「興味・関心がない」市民は「地域の歴史や文化財をわかりやすく紹介するコンテンツの充実」(33.7%)となっている。

文化財等に関係した展示・講座やイベントに参加経験は、約半数47.3%の市民が「参加したことがない」としている。参加経験のある市民は、「旧崇広堂など文化財施設での催し物」(29.0%)、「資料館の企画展」(18.1%)、「講演会や講座」(17.8%)となっている。講演会、文化財施設のイベントは年齢が高くなるほど参加率が高い。

参加機会は、「祭りや伝統行事」(52.3%)、「各種団体が実施した事業」(39.3%)、「地域行事」(38.9%)、「市の事業(地区市民センターを含む)」(38.5%)となっている。身近な地域行事へは参加しやすいことがわかる。また、もう一度参加したいと思うかどうか、という点に



ついて、約70%の人が「思う」とし、30代から50代は70%を越えており、ニーズがあると捉えられる。また、参加したいとするイベントは、ウォーキング、体験会、祭りなどであり、文化財関連の講座や体験会などの開催が求められている。

市の文化財等に関する情報源は、「広報いが」(77.8%)、「チラシ、ポスター」(36.1%)、「新聞、情報誌」(31.4%)で、紙媒体が大多数である。全体傾向は回答者の高齢者割合が高いことに影響されるが、若い世代はSNSから情報を得ている割合が高く、今後は、SNSを積極的に活用すべきと考える。

### 【まとめ】

文化財を守り伝えるためには、文化財に親しむ機会を設けることや、祭りや伝統行事の継承者育成が必要で、市民は伝統行事や祭り、学習機会への参加はできると考えている。また、活用のため興味・関心を高めるための取り組みとしては、ウォーキングなどイベントの開催や、分かり易く文化財を紹介するコンテンツ作成が求められている。文化財等に関連するイベントへの参加経験は約半数の市民が未経験であり、機会の拡大と情報発信が課題であり、情報発信では紙媒体が多く、高齢者に対しては現状で良いが、40代以下で割合が高いSNSの積極的活用が求められている。

## 4-2 地域アンケート

### 調査の方法

- ①調査対象地域：伊賀市全域
- ②調査対象者：全ての住民自治協議会
- ③調査期間：2021年(令和3)10月8日～10月29日
- ④調査方法：調査票による代表者記入方式

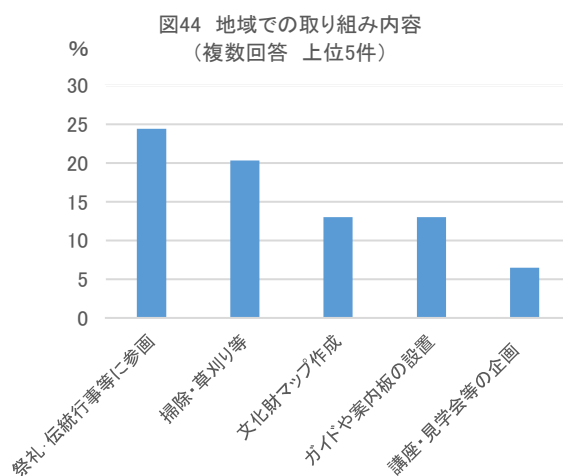
### 配布・回収数

市内の住民自治協議会39団体へ送付、住民自治協議会内の各地区からの回答も含む46団体から回答があった。

### 調査結果

#### 【地域と文化財の関わり方について】

地域で行っている文化財の保護や活用の取り組みは、「祭りや伝統行事などに参加」(24.4%)、「掃除や草刈りなど」(20.3%)、「地域の文化財マップ作成」と「地域のガイドや案内板の設置」がともに13.0%となっている。一方、「講座や勉強会、見学会の企画」(6.5%)、「文化財ウォーク」(5.7%)、「小学生の郷土学習での説明など」(4.1%)といったイベントの開



催に取り組む地域は比較的少ない。また、**地域が文化財に関わる（活用する）理由**は、「地域の歴史文化を守り次世代につなげるため」（40.6%）、「活動を通じて地域の交流の場を設けるため」（28.7%）、「地域の文化財を市内外の人に知ってもらうため」（16.8%）である。

**【文化財の保存と活用のため必要なことについて】**

地域では、文化財について、「大切な地域の宝なので次世代に伝えていくべき」

（35.3%）、「文化財の保存・活用の活動を通じて住民の結びつきを強めるべき」

（19.3%）、「指定文化財だけでなく未指定の文化財なども保存・活用すべき」

（18.5%）、「大切に守りながら地域の資源として活用していくべき」（16.8%）となっている。また、**地域の文化財を保存・活用するために必要なことは**、「文化財についての情報が、地域の中で共有されている」（27.5%）、「地域の祭りや伝統行事等の担い手育成の仕組みがある」

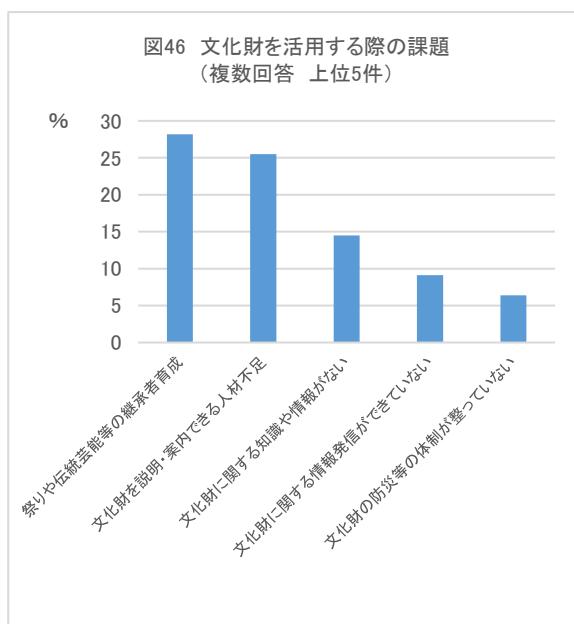
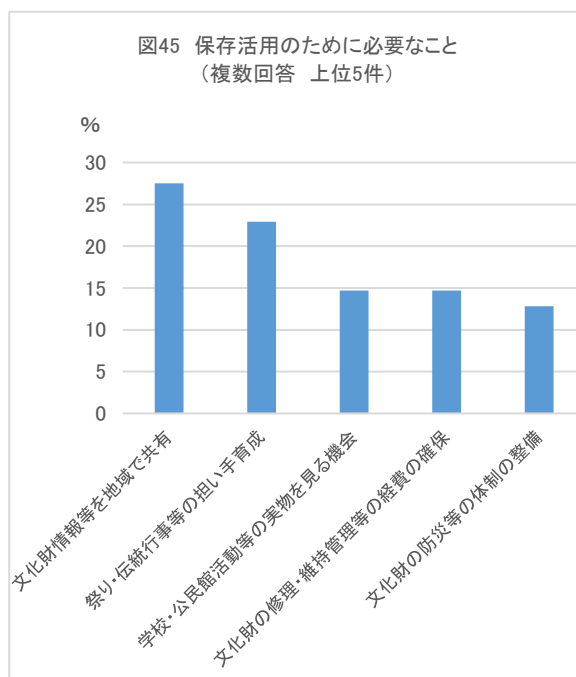
（22.9%）、「学校の授業や公民館活動など、実物を見る機会が身近にある」

「文化財の調査や修理、維持管理等を行うための経費が確保されている」がともに14.7%となっている。文化財の価値の共有と担い手の確保が課題と理解されている。

**地域の文化財を保存・活用するために必要なこと、取り組みを進めるための課題は**、「祭りや伝統行事などを継承する者の育成」（28.2%）、「文化財を説明・案内ができる人材の不足」（25.5%）となっており、文化財の保存・活用のための人材不足が課題であると考えている地域が多いことがうかがえる。また、「文化財に関する知識や情報がない」（14.5%）、「文化財についての情報はあがるが、周知、情報発信ができていない」（9.1%）とあり、文化財に関する情報とその発信に課題があると捉えられていることが分かる。

地域が主体的に取り組むべきと思うものは、

地域の歴史や文化財を活用するため、地域が主体的に取り組むべきと思うものは、



地域の歴史や文化財を活用するため、地域が主体的に取り組むべきと思うものは、

地域の歴史や文化財を活用するため、地域が主体的に取り組むべきと思うものは、

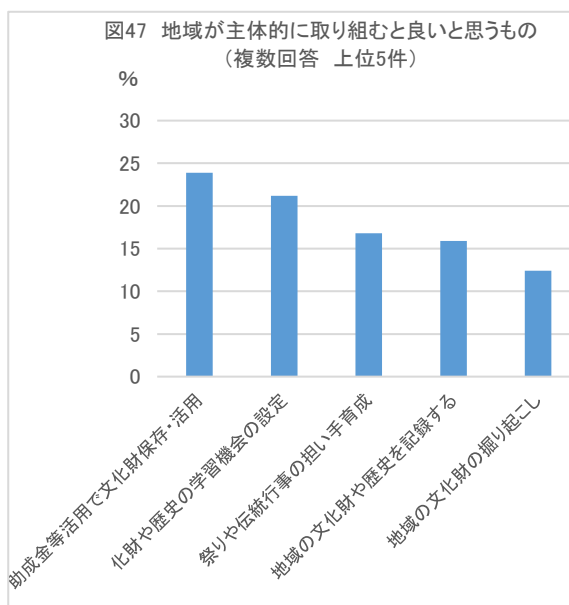


助成金等活用で地域主体の文化財の保存、「活用の活動」(23.9%)、「地域の文化財や歴史を学ぶ機会を設ける」(21.2%)、「地域の祭りや伝統行事の担い手を育成」(16.8%)、「地域の文化財や歴史を記録する」(15.9%)と比較的高い。

### 【まとめ】

地域で行っている文化財の保存・活用の取り組みは、祭りや伝統行事への参加、掃除や草刈りなど身近な行事や文化財保護はできている。しかし、市民アンケートで求められていることが判明した文化財ウォークや、講座などのイベントは少ない状況である。地域の文化財に対する理解は、文化財そのものの価値だけでなく、地域の交流、継承のツールとなりうることを示している。

また、文化財は地域の宝として、住民相互の絆を深めるものとして活用すべきものと捉えられている。そのためには、文化財の情報が地域で共有されることや伝統行事の担い手育成のしくみが必要と捉えていて、継承者の確保や、文化財についての情報や知識とその発信、人材確保が課題と捉えられている。そのために取り組むべきことは、地域主体で助成金を活用した保存・活用や学ぶ機会の設定としている。



## 4-3 所有者アンケート

### 調査の方法

- ①調査対象地域：伊賀市全域
- ②調査対象者：指定文化財所有者
- ③調査期間：令和4年1月11日～1月25日
- ④調査方法：調査票による所有者記入方式

### 配布・回収数

指定文化財所有者へ200通送付、93通の回答があった。(回答率：46.5%) 回答率が低く、文化財所有者を把握することの必要性が浮き彫りとなった。

### 調査結果

#### 【回答者】

回答者の年代は、「70歳代以上」(37.8%)、「60歳代」(32.2%)、「50歳代」(15.6%)で、所有者の高齢化が浮かび上がった。

【文化財の保存】「適切に管理できている(毀損・汚損のおそれがない場所にある、防犯・防災体制が出来ているなど)」(70.5%)、「適切に管理できていない」(29.5%)となっている。適切に管理できない理由として、「維持管理のための経費が不足」(34.6%)、「防犯・防

災の設備・体制が整っていない」(28.8%)、「維持管理のための人員不足」(17.3%)を挙げている。

### 【文化財の活用】

「活用したいと考えている」(65.2%)、「活用できないと考えている」(34.8%)となっており、活用したいと考える理由は、「文化財の価値を広く知ってほしい」(38.6%)、「地域の活性化に寄与したい」(32.7%)、「文化財の所在地への来訪者を増やしたい」(21.8%)となっている。一方、活用できないと考える理由については、「来訪者が増えても対応できない」(42.3%)、「活用する人員・経費がない」(22.5%)となっている。「文化財の所在が広く知られることで、盗難などのおそれが高まる」(18.3%)は、文化財の防犯・防災の問題であり、とくに有形文化財で移動可能な種別の文化財では大きな課題といえる。

### 【まとめ】

文化財の種類によって回答が大きく異なり、回答率が低いことが課題としてあったが、適切に管理できているかどうか、という点では7割が「管理出来ている」としている。「適切に管理できていない」と回答した理由は、経費・体制・人員であり、文化財保護を支える今日的な問題が浮き彫りになっている。

また、活用については、65%の所有者が活用に前向きであり、その理由である「文化財の価値を広く知ってほしい」は、市民アンケートの「文化財に親しむ機会の充実」「文化財に関する広報PRの充実」「地域の歴史や文化財をわかりやすく紹介するコンテンツの充実」が求められていることと対応する。また、「地域の活性化に寄与したい」(32.7%)は地域アンケートの「活動を通じて地域の交流の場を設けるため」「文化財の保存・活用の活動を通じて住民の結びつきを強めるべき」に対応している。所有者の意識は市民や地域のニーズと合致しているといえる。また、活用できない理由は、人員や経費の不足を挙げており、適切な管理ができない理由と同じであり、このことは、地域アンケートでも人材や経費の確保が必要と捉えられている。

## 第5章 文化財の保存・活用に関する**基本理念**、方針と取り組み

### 1 文化財の保存・活用に関する**基本理念と方針**

本市の総合計画第3次基本計画では、『ひとが輝く 地域が輝く』伊賀市」を基本構想の将来像に掲げ、あらゆる主体が連携・協力した分権型のまちづくりを進めている。そして、その将来像を実現するために次の3つのテーマを掲げている。

- ①住民サービスを向上させるために、最新のデジタル技術を用いて新しい価値を生み出す「デジタルトランスフォーメーション (DX)」を推進し、「新たな日常」に向けた「新しい生活様式」を確立する。
- ②これまで進めてきた「伊賀流」や「伊賀らしさ」に加え、「来たい・住みたい・住み続けたい “伊賀” づくり」を継承し、地方創生に取り組み、さらに「誇れる・選ばれる伊賀市」を目指す。
- ③ 「『市民』が主体となり地域の個性が生きた自治の形成」「持続可能な共生地域の形成」「交流と連携による創造的な地域の形成」を基本理念とし、「SDGs」の視点を取り入れ、経済・社会・環境をめぐるさまざまな課題を解決するために、住民自治協議会をはじめとする多様な主体との連携により、「オール伊賀市」を実現して誰一人取り残さない持続可能な伊賀市を実現する。

本市には、豊かな自然と重厚な歴史、多種多様な文化財が数多く残されている。これら彩りのある伊賀の歴史文化の特徴（伊賀らしさ）を地域の資産として保存・活用し、地域や市民と連携しながら、市の将来像である「『ひとが輝く 地域が輝く』伊賀市」とするために、以下の基本理念を定める。

#### 基本理念

### 歴史文化の彩りを誇れるまち

本市の総合計画に掲げられている将来像を実現するためには、それぞれの地域やひとりひとりの個性を認め合うこと、多様性を尊重しあうことが必要である。多様性とは豊かさでもある。本市の歴史文化の彩り（多様性、豊かさ）を誇り、継承を実現するため、4つの基本方針を定める。

#### 基本方針1 歴史文化の彩りを知る ～調査・研究～

歴史文化の彩りを継承するためには、その価値を明らかにする必要がある、そのための調査研究が必要である。調査・研究を重ねることにより、文化財の価値を高め、地域資源としてさらなる蓄積を目指す。



方針1：文化財の把握調査や詳細調査の実施と、調査体制の拡充に努める。

方針2：文化財の調査など、文化財に関わる個人や団体の拡充に努める。

方針3：古文書や歴史的公文書等の歴史資料については、地域や所有者等の協力、を得て資料情報を収集するとともに、資料の蓄積に努める。

方針4：オオサンショウウオ等の天然記念物については、自然環境の変化を考慮しつつ、維持・保全に努める。

### **基本方針2 歴史文化の彩りをつなぐ ～保存管理～**

歴史文化の彩りを継承するためには、日常的な維持管理や適切な保存管理、環境整備が必要であり、それらを通じて文化財の価値の維持に努める。

方針1：文化財を保護し価値を高めるため、調査研究を行い、適切に文化財指定や登録を行う。

方針2：歴史文化を知り資料を活用するため、資料の整理と適切な保存・管理を行い、施設の整備等に努める。

方針3：文化財の価値を高めるため文化財施設を維持管理し、文化財の保存整備事業を進めるほか、個別の文化財について必要に応じて保存活用計画の策定に取り組む。

方針4：経年劣化や破損により、文化財本来の価値が損なわれる恐れのあるものについて適宜保存修理するとともに、保存管理のための人材を育成する。

方針5：文化財を継承するための人材や費用の確保に取り組む。

### **基本方針3 歴史文化の彩りを伝える ～普及・啓発～**

歴史文化の彩りを継承するためには、私たち自身が、誇るべき歴史文化を有していることを認識することが大切である。そのために歴史文化の素晴らしさを伝える取り組みを行う。

方針1：文化財の説明看板の設置や歴史文化に関するパンフレットの作成、デジタルコンテンツを使った発信に努める。

方針2：多様な歴史文化を伝えるため、古墳や城館、寺社の建物など、時代別・分野別のパンフレットを作成するなど、歴史文化の彩りの発信に努める。

方針3：SNSやインターネットを通じて、広く本市の歴史文化を伝える機会の充実に取り組む。

方針4：歴史文化の魅力を伝えるため、学校や地域と連携した取り組みを行う。

### **基本方針4 歴史文化の彩りを楽しむ ～活用～**

歴史文化の彩りを継承するためには、魅力を再発見し、地域の歴史文化を大切する気持ちを育むことが必要である。そのため、歴史や文化財を見る・聞く・触れる、楽しむ機会の充実に努める。

方針 1：歴史文化に関する講演会や展示会の開催など文化財に親しむ機会の充実に努め、魅力を伝える取り組みを行う。

方針 2：文化財を見る、親しむ機会を拡充するため、考古資料や歴史・民俗資料を展示する施設の設置と専門職員の配置に努める。

方針 3：文化財を後世へ継承するとともに、まちのにぎわいに寄与するため、文化財や歴史的な建造物を積極的に活用する。

## 2 文化財の保存・活用に関する取り組み

本市の文化財の保存と活用に関する基本理念を定め、本計画の計画期間である今後 10 年間で実施する取り組みを以下のとおり設定する。

期間の前期は令和 5～7 年、中期は令和 8～10 年、後期は令和 11～14 年を目途とする。

財源については、国の文化財の保存と活用、地域活性化にかかる補助金や地方創生推進交付金、県・市の補助金のほか、民間助成金制度等の積極的活用や民間資本と提携を進める。

なお、文化財の普及啓発や継承にかかる課題については、市民・地域・行政等が一体となって取り組みを進める。

取り組み主体のうち、「行政」は本市文化財課および関連部局、三重県も含めた広域行政を示し、「地域」は、当該地域の市民とともに、住民自治協議会及び自治会・市民を示す。「市民団体等」は、市民はじめ、ボランティアを含む歴史・環境・まちづくり等に関わる各種団体を、「所有者等」は、文化財の所有者および管理者を示す。また、「民間」は、民間事業者や市内の指定管理者等、「専門家」は伊賀市文化財保護審議会等の市の文化財にかかる審議会等及び大学等に所属する研究者等を示す。なお、各取り組み主体の役割については、表 31 にまとめた。

表 31 各主体の役割

行政	<ul style="list-style-type: none"><li>・伊賀市教育委員会文化財課は、文化財の保存・活用の中心的な主体の一つとして、各主体への働きかけや調整・支援等を行うとともに、必要となる財源措置等に取り組む</li><li>・伊賀市の各課は、文化財課と連携し、それぞれの分野において、歴史文化と共生するまちづくりの取り組みを進め、本市の歴史文化の魅力発信や価値の向上に取り組む。</li><li>・国（文化庁）、三重県、関係市町等の市外の関係機関と文化財の保存・活用に関する連携を強化する。</li></ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民自治協議会及び自治会、当該地域の市民は、行政や市民団体等、民間、専門家と連携のもと、地域の文化財の保存・活用に取り組み、地域の歴史文化について情報発信する。また、地域住民は、文化財は市民共有の財産であることを認識し、各主体が行う保存・活用の取り組みへの参加、協力等を通じて歴史文化を支える担い手として理解を</li></ul>

	<p>深めることに努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他地域での取り組みに関する見識を広め、自らの活動に還元できるよう、相互支援や協力、情報共有等のためのネットワークづくりに取り組む。</li> </ul>
所有者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財を直接管理する所有者・管理者は、市民共有の財産である文化財の価値と管理することの重要性を認識し、行政や市民等と連携して文化財を適切に保存管理する。</li> <li>・行政や地域と連携し、文化財の防災・防犯対策を図る。</li> <li>・観光振興や地域活性化等の資源となる文化財の活用や公開について、防犯や個人情報の保護等を前提として、参加・協力をを行う。</li> <li>・他の所有者や各主体と連携し、支援や協力、情報共有等のためのネットワークづくりに取り組む。</li> </ul>
市民団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民団体等は、それぞれの立場や専門分野の知識、技術を活かしながら、各分野の歴史文化の担い手のリーダーとして地域の活動を支え、文化財の保存・活用に努める。</li> <li>・専門分野以外の取り組みに関する見識を広め、自らの活動に還元できるよう、相互支援や協力、情報共有等のためのネットワークづくりに取り組む。</li> </ul>
民間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間は、それぞれの立場や専門分野、技術を活かしながら、各分野の歴史文化の担い手のリーダーとして地域の活動を支え、文化財の保存・活用に努める。</li> <li>・各主体と連携し、支援や協力、情報共有等のためのネットワークづくりに取り組む。</li> <li>・企業の CSR 活動の一環として、文化財の保存・活用の取り組みに寄与する。</li> </ul>
専門家	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家は、行政等と連携しながら文化財の調査・研究を継続的に実施し、本市の歴史文化の価値の解明に努める。</li> <li>・各分野の専門家は、それぞれの立場から、本市の歴史文化の保存・活用に資する支援を行うとともに、研究成果等を分かり易いかたちで市民や地域、所有者等へ発信し、各主体が取り組む歴史文化の保存・活用の原動力となるよう支援する。</li> <li>・行政が実施する保存・活用の取り組みに対し、文化財の価値が損なわれない適切な措置を講じるよう、各種審議会等を通じて指導・助言を行う。</li> </ul>

### 基本方針1 歴史文化の彩りを知る ～調査・研究～

本市の歴史文化の彩りを継承するため、価値を明らかにしてさらなる文化資産の蓄積を目指すため、以下の取り組みを行う。

No	取り組み内容	取り組み概要	期間			予定財源	事業主体						
			前	中	後		行政	地域	市民団体等	所有者等	民間	専門家等	
1	埋蔵文化財確認調査	埋蔵文化財包蔵地における開発等に伴う調査を行い、その成果を年報にまとめて報告し、本市の歴史文化の資産とする。	←→			市・民間	◎						○
2	歴史的建造物や美術工芸品の個別調査	市内に残る歴史的建造物や美術工芸品等について、適宜調査し、本市の歴史文化の資産とする。	←→			市	◎	○	○	○			◎



3	民俗文化財個別調査	市内の民俗文化財について、適宜調査を実施し、必要に応じて収集し、本市の歴史文化の資産とする。	←→			市	◎	○	○	○	◎
4	天然記念物個別調査	市内の天然記念物について、適宜調査を実施し、本市の歴史文化の資産とする。	←→			市	◎	○	○	○	◎
5	歴史資料の調査	市内の個人所蔵の歴史資料や歴史的公文書の調査を適宜実施し、本市の歴史文化の資産とする。	←→			市	◎	○	○	○	◎

(※事業主体のうち、◎は取り組みの中心となる主体、○は取り組みに参画する主体)

### 重点事業

- ・伊賀市 ミュージアム青山讃頌舎 保管資料調査 (取り組み No 2)
- ・ヘリテージマネージャー活動支援事業 (歴) (取り組み No 2)
- ・伊賀市所蔵歴史資料目録作成事業 (取り組み No 5)

(※ (歴) は伊賀市歴史的風致維持向上計画掲載事業)

## 基本方針2 歴史文化の彩りをつなぐ ~保存管理~

歴史文化の彩りを継承するため、日常的な維持管理や適切な保存管理、環境整備が必要であり、そのため以下の取り組みを行う。

No	取り組みの内容	取り組み概要	期間			予定 財源	事業主体					
			前	中	後		行政	地域	市民 団体等	所有者等	民間	専門家等
1	文化財の新規指定・登録	調査・研究の成果で価値が判明したものの中から、適宜文化財の指定及び登録を行う。	←→			市	◎	○		○		◎
2	歴史的風致形成建造物の指定	歴史的風致維持向上計画の重点地区内において、景観を維持する上で必要な建造物を指定する。	←→			市	◎	○		○		◎
3	有形文化財の保存修理。	経年劣化している有形文化財を適宜保存修理する。	←→			国・ 県・ 市	○	○	○	◎	○	○
4	民俗(無形)文化財保存継承事業	上野天神祭ダンジリ行事、勝手神社社事踊りに代表される民俗文化財の保存修理を行う。	←→			国・ 県・ 市	○	○	○	◎		○
5	史跡の保存整備と環境整備の推進	伊賀国庁跡の保存整備と伊賀国分寺跡・上野城跡などの史跡の環境整備を行う。	←→			国・ 県・ 市	◎	◎	○	○		○
6	文化財施設等の維持管理	旧崇広堂・旧小田小学校本館・入交家住宅・城之越遺跡・赤井家住宅等について、適切に維持管理する。	←→			市・ 民間	◎		○		◎	
7	個別文化財の保存活用計画の策定	上野城跡及び城之越遺跡の保存活用計等を策定する。	←→			国・ 県・ 市	◎			◎		○
8	資料の保存・整理	歴史・考古・民俗の各種資料を適切に整理し、保存管理する。	←→			市	◎	○	○	○		○

9	文化財を継承するための人材と費用の確保	有形文化財や民俗文化財を保存・継承するための人材・人員の確保と費用を確保するための取り組みを行う。	←→			国・県・市	◎	◎	◎	◎	◎	◎
---	---------------------	---	----	--	--	-------	---	---	---	---	---	---

### 重点事業

- ・ 史跡伊賀国庁跡保存整備事業 (取り組み No 5)
- ・ 史跡上野城跡保存活用計画策定事業 (取り組み No 7)
- ・ 上野天神祭のダンジリ行事 民俗文化財伝承・活用等事業 (保存事業) (歴) (取り組み No 4)
- ・ 観菩提寺楼門二天像保存修理事業 (歴) (取り組み No 3)
- ・ 有形文化財保存修理事業 (取り組み No 3)

### 基本方針3 歴史文化の彩りを伝える ～普及・啓発～

歴史文化の彩りを継承するためには、私たち自身が、誇るべき歴史文化を有していることを認識するため、以下の取り組みを行う。

No	取り組み内容	取り組み概要	期間			予定財源	事業主体					
			前	中	後		行政	地域	市民団体等	所有者等	民間	専門家等
1	文化財看板の設置	指定文化財の説明看板について、QRコードを付設したものなど、時代に対応したものを設置する。	←→			市	◎	○	○	◎		
2	文化財パンフレットの作成	分野別・地域別の文化財パンフレットを作成する。	←→			市・民間	◎	◎	○	○	○	◎
3	SNS・インターネットを活用した発信	文化財の魅力伝える写真のSNS掲載や動画配信する。また、「デジタルミュージアム秘蔵の国伊賀」を拡充する。	←→			市	◎	○	○	◎	○	○
4	学校教育との連携	副読本『伊賀のこと』などを活用し地域学習に取り組む。出前講座や資料の貸し出しを行う。	←→			市	◎	◎	○	○	○	○

### 重点事業

- ・ 文化財説明看板設置事業 (歴) (取り組み No 1)
- ・ 宿場街道案内板整備事業 (歴) (取り組み No 1)
- ・ 文化財パンフレット作成事業 (取り組み No 2)

### 基本方針4 歴史文化の彩りを楽しむ ～活用～

歴史文化の彩りを継承するためには、地域の歴史文化を大切にする気持ちを育むことが必要であり、そのため歴史や文化財を楽しむ機会の充実に努める。

No	取り組み内容	取り組み概要	期間			予定財源	事業主体					
			前	中	後		行政	地域	市民団体等	所有者等	民間	専門家等
1	講座・展示会の開催	地域や団体、民間と連携し講座・展示会を開催する。	←→			市・民間	◎	◎	○	○	○	◎

2	民俗文化財への参加・体験	上野天神祭に代表される民俗文化財の見学や参加・体験する。	←→	市・民間	○	◎		◎	○	
3	文化財に触れる機会の充実	地域と連携し、身近な文化財に触れるため文化財ウォーキングやオオサンショウウオ観察会などを開催する。	←→	市・民間	◎	◎	○	◎	○	○
4	文化財を活用した観光事業の展開	伊賀ぶらり体験博覧会「いがぶら」と連携した文化財を知る、触れる機会を設けるなど、観光と連携した取り組みを行う。	←→	市・民間			○	○	◎	○
5	文化財等施設における各種展覧会等の開催	旧崇広堂・赤井家住宅等に施設において、芸術文化に関する展示会等開催する。	←→	民間			○		◎	
6	芭蕉翁顕彰事業の推進	芭蕉祭やしぐれ忌を開催するとともに、企画展などを開催する。	←→	市・民間	◎		○		◎	
7	日本遺産関係事業の推進	構成文化財を巡るサイクリングロードの設定やツアー造成などを実施する。	←→	市・民間			◎	○	◎	
8	歴史的建造物の活用	指定・登録の文化財や古民家など歴史的建造物をさまざまな用途に活用する取り組みを行う。	←→	市・民間	○			◎	○	
9	博物館等の施設整備の検討	資料の保存・展示・研究の施設である博物館施設の整備の検討を行う。	←→	市	◎		○		○	◎

### 重点事業

- ・旧上野市庁舎改修事業（にぎわい忍者回廊 PFI 事業）（取り組み No 8）
- ・文化財等の歴史的建造物の活用事業（取り組み No 8）
- ・登録有形文化財建造物美観向上事業（歴）（取り組み No 8）
- ・（仮）伊賀市美術・博物館建設事業（取り組み No 9）
- ・修景助成事業（歴）（取り組み No 8）
- ・古民家等再生活用事業（歴）（取り組み No 8）
- ・上野天神祭のダンジリ行事 民俗文化財伝承・活用等事業（「活用事業」（歴）（取り組み No 3）

## 3. 文化財の防災・防犯に関する方針と取り組み

### 基本方針 文化財の防犯・防災対策を着実に進める。

文化財を災害から守るためには、災害のリスクをできるだけ事前に把握し、発生した災害に即応することにより、被害を最小限に留めることが必要である。そのために以下の取り組みを行う。

方針 1 災害リスクの把握

方針 2 緊急時の対応マニュアル、連絡・通報体制の整備

方針 3 防災設備の点検や訓練の実施

大規模な災害が発生した場合は、本市単独での対応が困難であることが想定される。



災害発生時の、関係機関・団体との連絡・情報共有及び協力体制は以下のとおりである。

No	取り組み内容	取り組み概要	期間			予定財源	事業主体					
			短	中	長		行政	地域	市民団体等	所有者等	民間	専門家等
1	文化財防災設備の点検及び訓練	整備した文化財防災設備の保守点検及び作動訓練を実施する。	←→			行政・所有	○	◎		◎		
2	文化財防火訓練	文化財防火デーに合わせた、文化財防火訓練を実施する。	←→			行政・所有	○	○		◎		

図 48 文化財災害対応チャート（『三重県文化財保存活用大綱概要版』より）

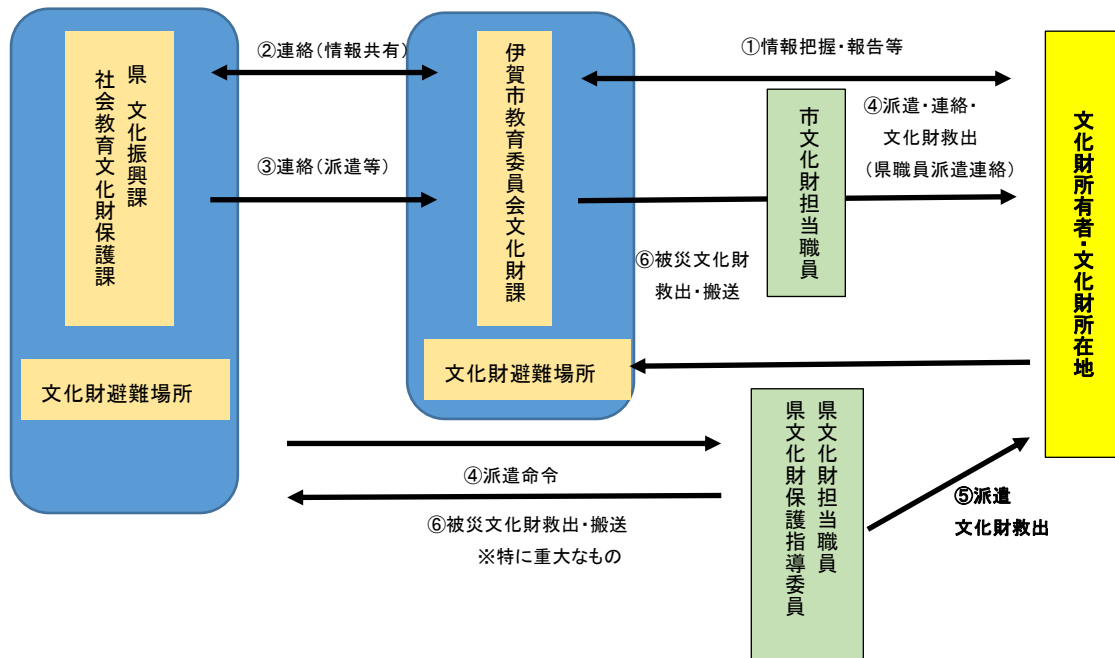
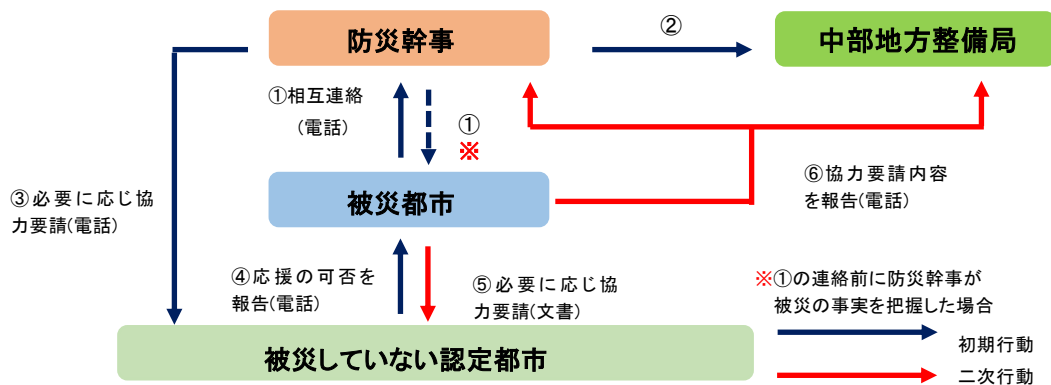


図 49 中部歴史まちづくり災害時相互応援にかかる連絡体制図



## 第6章 文化財の保存・活用の推進体制

### 1. 保存と活用の推進体制

本計画の取り組みを推進し、その効果の検証や各主体の連携、調整等を図る場として、「伊賀市文化財保存活用地域計画協議会」（以下、地域計画協議会）を設置する。また、地域計画協議会を中心として、行政（伊賀市および関係機関等）、地域（地域住民および住民自治協議会、自治会）、市民団体等、所有者等、民間、専門家による以下の体制を構築する。

#### 1-1 行政

##### (1) 伊賀市

- |           |                                      |
|-----------|--------------------------------------|
| ・企画振興部    | 総合政策課 文化振興課 交通政策課                    |
| ・財務部      | 管財課                                  |
| ・地域連携部    | 住民自治推進課                              |
| ・人権政策環境部  | 生活環境課                                |
| ・産業振興部    | 農林振興課 商工労働課 観光戦略課 中心市街地推進課           |
| ・建設部      | 都市計画課 建築課 住宅課空き家対策室                  |
| ・消防本部     | 予防課                                  |
| ・上下水道部    | 水道施設課                                |
| ・教育委員会事務局 | 学校教育課 生涯学習課                          |
| ・教育委員会事務局 | 文化財課 文化財係（正職5）<br>歴史資料係（正職2 会計年度職員4） |

##### (2) 関連自治体

- ・名張市（伊賀地域）
- ・甲賀市・亀山市（伊賀市・甲賀市・亀山市広域連携推進会議）
- ・笠置町・山添村・南山城村（伊賀・山城南・東大和定住自立圏）

#### 1-2 地域

- ・各住民自治協議会・自治会・市民

#### 1-3 所有者

- ・寺院、神社、団体（保存会等）、自治会、個人

#### 1-4 市民団体等

- ・大山田郷土の広場
- ・伊賀古文献刊行会
- ・伊賀中世城館調査会
- ・伊賀ヘリテージの会
- ・三重自然誌の会
- ・その他各種顕彰会、保存会など

#### 1-5 民間

- ・一般社団法人 伊賀上野観光協会
- ・公益財団法人 伊賀文化産業協会
- ・公益財団法人 伊賀市文化都市協会
- ・公益財団法人 芭蕉翁顕彰会
- ・上野商工会議所
- ・伊賀市商工会
- ・その他、民間企業等

#### 1-6 専門家（審議会・研究機関等）

- ・伊賀市文化財保護審議会
- ・近畿大学工業高等専門学校
- ・皇学館大学
- ・史跡伊賀国庁跡保存整備事業指導委員会
- ・三重県総合博物館
- ・三重県埋蔵文化財センター
- ・三重大学

## 2. 伊賀市文化財保存活用支援団体

本市では、行政と民間・地域が円滑に連携しながら文化財の保存・活用に取り組んでいくため、保存・活用に関する専門的な知見や実績を有する団体を「伊賀市文化財保存活用支援団体」として位置づけ、指定することができるよう「伊賀市文化財保存活用支援団体の指定等に関する規則」を定めた。

## 3. 連携体制の構築

### 3-1 庁内体制と庁外との連携

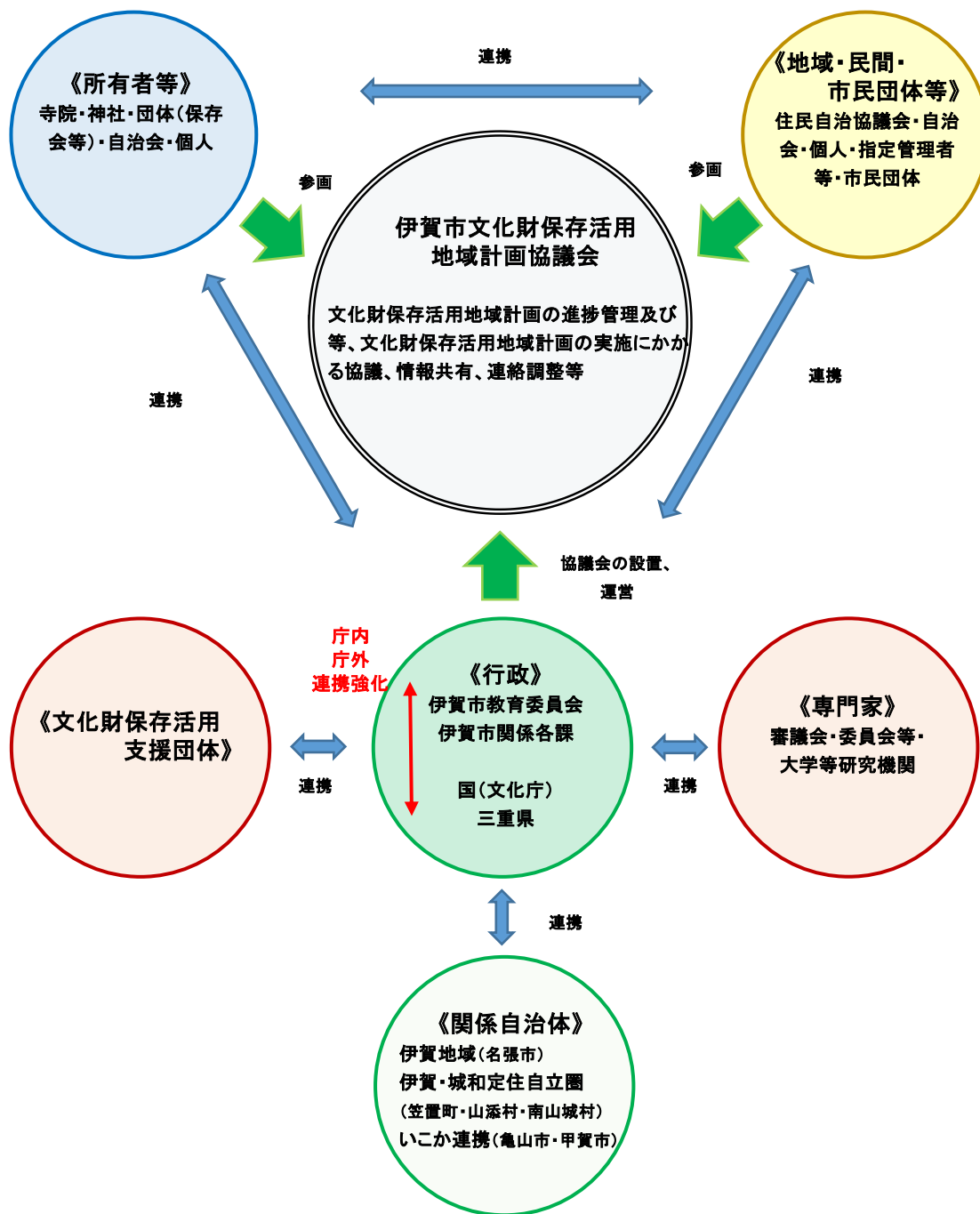
本市の文化財を適切に保存し、地域の魅力向上の資産として活用するため、観光やまちづくり、教育、防災など、庁内の関連する各分野との連携が不可欠である。関係部課と目標を共有しつつ相互連携の強化に努める。また、国（文化庁）、三重県教育委員会と文化財の保存修理や史跡整備など保存・活用に関する連携を強化する。

### 3-2 地域・所有者等・市民団体・民間との連携

文化財の所有者の大半は市内の個人・団体であり、文化財の継承について不断の努力を積み重ねてきた。また、自治会や氏子・檀家組織・講など、地域の住民により構成された団体も、地域の歴史文化に最も身近な存在であり、文化財の保存と継承を担ってきた。また、市民団体等は、それぞれの専門分野で文化財の保存・活用の取り組みに努めてきた。さらに、民間の各団体もそれぞれが関わる文化財の保存や専門分野を通じた活用の取り組みを進めてきた。近年では企業によるCSRの取り組みも進められている。

地域の歴史文化を次世代に継承するには、地域・民間・市民団体、所有者等がそれぞれ連携を深めることが必要であり、行政は、連絡・調整など情報共有のための連携の取り組みを進めることが重要である。

図 50 地域計画協議会を中心とした、主体間の連携体制イメージ



### 3-3 専門家との連携

文化財の指定や保存・修理にかかり、伊賀市文化財保護審議会の委員や大学等に所属する研究者により調査や指導・助言が行われてきたほか、伊賀の地域史に取り組む研究者、三重県埋蔵文化財センター、三重県総合博物館による調査・研究も行われてきた。こうした調査・研究は、本市の歴史文化の解明に努めてきた。今後も新たな知



見を得ることや価値を再発見するためにも、これら外部の専門家と連携することが重要である。

### 3-4 関係自治体との連携

本市は、同じ伊賀地域に含まれ、生活・文化圏を同じくする名張市とさまざまな分野で連携した取り組みを行っているほか、伊賀地域を超えて歴史的なつながりを広域行政の取り組みに反映した伊賀・山城南・東大和定住自立圏（伊賀城和定住自立圏）、伊賀市・甲賀市・亀山市広域連携推進会議（いこか連携推進プロジェクト）により近隣自治体との連携を深めている。

江戸時代に同じ藤堂藩の領域であり、カンジョウナワ行事などの民俗文化財や現在の生活文化が共通する伊賀城和定住自立圏の各町村、国史跡や民俗文化財など共通する文化財の課題を持つ甲賀市・亀山市と歴史文化の面でも連携を深めることが重要である。

## 4. 計画の推進と進捗管理

本計画の推進及び進捗管理にあたっては、「伊賀市文化財保存活用地域計画協議会」を本計画の推進組織として位置づける。

協議会は年1回程度開催し、本計画が定める取り組みについて、年度ごとの実施状況の報告を受けて、自己評価を実施して進捗状況の管理を行う。なお、自己評価の内容は、市ホームページで公開する。